

- 一 鎌倉松ヶ岡御所へ爲縁切女欠込候へば御所御飛脚到來之節離縁狀差遣申間敷夫申 = 付家主五人組名主一同御月番之御奉行所江伺申上候得は縁切被仰付候
- 一元文二年午三月廿五日深川永堀町五藏店權右衛門娘つねと申女御所へ欠込候處夫南小田原町家主次郎三郎方へ飛脚到來之處離縁狀不差出候 = 付飛脚留置松波筑後守様へ奉伺候處離縁狀遺候様被仰付持參金諸道具等は被仰付無御座候
- 一 南小田原町貳丁目家主次郎三郎縁切不得心 = 付本文之通次郎三郎並五人組名主午三月廿五日御訴申上候處筑後守様御前へ被召出縁切遺候様 = 被仰付候夫江暇吳欠落者同前成女 = 付持參金諸道具之義御取上無之相對 = 可仕旨被仰付例之縁切一札御所へ差出申候持參金諸道具は遣不申候
- 一元文四年午牛込御細工町家主次郎兵衛妻松ヶ岡へ欠込申候御飛脚到來仕候處次郎兵衛不得心 = 付離縁狀遣不申候 = 付筑後守様江御伺申候處右永堀町同様被仰付候
- 一 牛込御細工町家主次郎兵衛義縁切不得心 = 付本文之通次郎兵衛五人組名主未七月十六日御伺申上候へは筑後守様御前へ被召出御法度筋之惡事も無之候へ、寺法之事 = 候間縁切差遣可申旨被仰渡候雜物之義勝手次第可仕旨被仰渡候例之縁切一札御所へ差遣申候尤雜

物相返不申候

- 一 享保十七年子八月廿七日日比谷町金右衛門店久五郎義離縁狀遺候義不得心 = 付當日稻葉下野守様へ御伺申上候處則御内寄合之末江被召出候處久五郎申上候は女房きち義不埒成義も御座候間離縁狀遺候義は難仕候段申上候得は松ヶ岡江欠込候上は寺法之事 = 候間離縁致可差遣旨被仰付尤持參金衣類道具等は相對 = いたし候様被仰付則兩御番所言上帳 = 相記申候御尋 = 付右之通 = 御座候以上
- 右之通奈良屋殿江相納申候以上

丑十二月十二日

年 番

即ち此文面によれば、夫が寺からの通告に接して直ぐ様離縁狀を其飛脚に渡し又は寺に出頭すればそれでよいが、離縁狀も出さず召喚にも應ぜぬ場合には、家主・五人組・名主等から町奉行に申し出で、町奉行が夫を召喚して説諭の上離縁狀を出させることが行はれたらしい。其際持參金及び妻の衣類調度を返還すべきか否かをも裁斷したのである。

二七 離婚制度の明治維新

先づは右様の次第で、東慶寺・満徳寺等の尼寺は徳川時代に於ける女權保護機關であつた。しかしこれは同時に又、斯様な機關の斯様な方法によつて保護されねばならぬ程當時女權が無視されてゐたことを示すものである。斯くして徳川時代は女權を無視しつつ経過したが、明治維新は此點についても維新であつた。即ち明治六年五月十五日太政官第百六十二號布告を見よ。

『夫婦ノ際已ムヲ得ザルノ事故アリテ、其婦離縁ヲ請フト雖モ夫之ヲ肯ゼズ、之レガ爲メ數年ノ久ヲ經テ終ニ嫁期ヲ失ヒ、人民自由ノ權理ヲ妨害スルモノ不レ少候。自今右様ノ事件於レ有レ之ハ、婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添、直ニ裁判所へ訴出不レ苦候事。』

即ち妻にも離婚請求權が與へられたのであつて、我國の離婚がこゝで *repudium* から *divortium* に一轉したのである。而して妻に離婚請求權を與へる理由を『人民自由の權理』といふ根本理論に求めたのも頗る面白い。今日の用語の様に『權利』とせず『權理』と

書いてあるのも、權利觀念の變遷を示すものとして注目すべきだが、別問題故ここには説かぬ。要するにこの明治六年の太政官布告は正に我國女權擴張史の第一頁に特筆大書せらるべき劃期的なものである。明治三年までも利用された縁切寺はこれに不用になつた次第だが、其後民法戸籍法等の制定によつて離婚制度の内容形式が充實整備すると共に、離縁状も亦法律上の必要を喪ひ、實際上も段々用ひられなくなつた。今や筆者は法制史的資料としての離縁状と縁切寺とを取扱つて、うたた舊日本から新日本への進轉を思ふ。然かも亦同時に新日本の離婚にも、制度の上で又實際に於て、まだ舊日本の舊思想を脱し切れぬ點があり、明治六年太政官布告の大精神が充分徹底されてゐないといふことを考へさせられる。姦通を離婚原因とするについての夫妻不平等が其一である。制度上は協議離婚で事實上はまだ追出し離婚が行はれることが其二である。しかしそれらは暫く別論に譲り、今はただ離縁状と縁切寺とを通して舊時代を顧みるだけに止めよう。

縁切寺の川柳

縁切寺の事に筆者が気が附いたのは、多分川柳の御蔭だつたと思ふ。徳川時代の川柳に縁切寺をよんだものが意外に多く、而してそれは殆ど皆鎌倉松ヶ岡東慶寺に關するもので、『松ヶ岡』といふのが川柳の通り言葉になつてゐる。筆者はこの縁切寺の川柳を蒐めて見たいと考へ附いたが、西原柳雨氏編『川柳膝栗毛』から多數の句を得、又岡田朝太郎先生から更に多數を教示され、それになほ他から知り得たのを加へて百を遙かに超えた。筆者は元來『百首物』蒐集に興味をもつてゐる所から、其中百句を選んで『松ヶ岡百首』と題し、大正十一年十一月発行の雑誌『文化生活』第二卷第一一號に掲載した處、同第一二號に澤田薫氏から數句の句解について有益な教を受けた。そこで大正十一年刊行の『離婚制度の研究』中に加へた本稿原文には、筆者の集めた分と澤田氏の文中から得た三句とを併せて百三十四句を掲げたのであつた。ところが其直前の大正十二年九月に澤田氏（五猫庵主人）の『川柳松ヶ岡』が官武外骨氏の手で『縁切寺』と題して出版されたが、其内容は利用するに至らず、ただ此好著の出現を紹介して置いただけであつた。澤田氏が蒐集されたのは二百六十六句であつて、其内百八句は筆者の分と重複であり、未知の百五十八句を教へられた譯だが、今回の再稿に其内四十五句と隨所の解説とを借用させて頂いたことを

澤田氏に感謝する。そして前回の分から二句を削つたので、結局百七十四句になつた。どうせ川柳の事だから虚構誇大だらうと讀者は思はれるかも知れぬが、前掲東慶寺の記事と對照すると、必しも然らざるを知られるであらう。なほ年代のわかつた句にはそれを附記して置いたのは、『驅込』が行はれた時代を知る一助にもと思つてであつて、前段に引用した古文書には寛政以前のものが無い補ひにもならう。

先づ鎌倉松ヶ岡東慶寺が縁切寺だといふことは、左の諸句に現はれて居る。

- (一) 縁談は出雲破談は松ヶ岡 (文化)
- (二) 出雲にて結び鎌倉にてほどき (文化)
- (三) 相州と雲州嫁の會者定離 (文政)
- (四) 引からむ縁をかつ切る鎌の寺 (文政)
- (五) 縁なき衆生を濟度する松ヶ岡 (寛政)
- (六) 松は變らぬ色だのに縁が切れ (寛政)
- (七) 榎で取れぬ去狀を松で取り (寛政)

- (八) 榎でもいけぬと嫁は松で切り (寛政)
- (九) 遠い松よりも榎へかけて見る (文化)
- (一〇) 先づ榎それでいかぬと松で切り (文化)

この(七)——(一〇)の榎といふのは板橋の縁切榎のこと、これも相當有名なもので、『板橋へ三くだり半の禮まわり』といふ川柳もある通り、其木に願掛けをすると縁が切れるのだが、それさへ利き目がないほどのむづかしい縁切でも松ヶ岡ならといふのである。そこで女房は、

- (一一) 道中記何にするのか嫁は買ひ (安永)
 - (一二) 其意得ず嫁の所持する道中記 (天保)
- とひそかに準備をして、
- (一三) 奥の手は鎌倉道を知つて居る (文化)
- と、最後の手段に訴へようといふのである。しかしこれはやはり逆な方法だといふので、
- (一四) 松ヶ岡アマ逆様に暇を取り (明和)

とある。

然らばさういふ最後の手段にまで出なければならなくなる各場合の原因はといふと、要するに夫婦の不和で、

(一五) 犬を捨て猿の駆込む松ヶ岡 (安永)

であるが、其直接動機は先づ以て夫の侮辱虐待である。

(一六) あまよばりされた前表松ヶ岡 (安永)

(一七) 鎌倉へ行く筈ふだんアマよばり (天明)

(一八) 松ヶ岡摺子木疵を受けて行き (明和)

(一九) 外科などにかゝつたもある松ヶ岡 (安永)

次には夫の放蕩賭博である。

(二〇) わつちがも行くとぶつさと松ヶ岡 (安永)

(二一) 女房は六郷亭主伊賀を越え (安永)

この(二一)は頗るむづかしい。澤田氏の解説によれば、『伊賀』といふのは六郷伊賀

守であつて、其屋敷が吉原への通路の淺草田甫にある、亭主が六郷様前を通つて吉原通ひをするので、女房は六郷の渡を越えて鎌倉へ走る様なことになるのだといふのである。更に舅姑又は小姑などにいぢめられるといふのも、ありさうな原因である。

(二二) 高砂にいびられ嫁は松に逃げ (寛政)

(二三) 姑婆かまくらさして追ふ氣なり (寛政)

(二四) みんなしていびりましたと松ヶ岡 (明和)

ともかくも妻は散々泣いた末鎌倉へ走るの、自殺の覺悟をしたことなどもあらう。

(二五) ぬれた袖嫁鎌倉の松で干し (寛政)

(二六) 鎌倉へ行く前川へすでのこと (安永)

さて妻が家出をしたといふことになる、先づ第一に誰しも考へ附くのは、實家へ歸つたらうといふことである。そこで實家へ人を走らせて見ると、

(二七) こつちへは來ぬと里から騒ぎ出し (天明)

といふ次第、それならば鎌倉へ行つたのだらうといふことになる。そこまでは見當が附く

が、もしさうでないとすると、さあ分らない。自殺しに出たのではあるまいか。姦夫と騙落したのか。

(二八) 鎌倉に居ないと事がむつかしい

(安永)

ところで一體どの地方から女が騙込んだものか、謂はば東慶寺の管轄区域はどの位だつたかといふと、寺に残つてゐる書類から見て、相模武藏兩國からが多く、上總下總からのもあつて、かなり遠方からも騙込んだらしく、

(二九) 一生の遠道をして縁を切り

(安永)

(三〇) 一生の遠道を嫁思ひ立ち

(天明)

などがあるが、川柳は殆ど専ら江戸からの騙込みを取扱つてゐる。

(三一) 鎧から鞍まで嫁の一騎落

(文政)

武藏あぶみの江戸から鎌倉のくらまでといふので、馬の縁で一騎落とよんだ。

(三二) しんこんにてつして嫁は十三里

(三三) 松ヶ岡江戸の内から聞て行き

(安永)

(三四) いくぢなきなりで聞きく十三里

(寛政)

(三五) むつかしさならばぬ旅の十三里

(文化)

(三六) 十三里獨行をして縁を切り

(安永)

(三七) 百三十里も嫁は行くおもひ

(安永)

(三八) 十三本とうく榎嫁は越し

(安永)

(三九) たしかに此道嫁のあと十三里

(文政)

(四〇) 書置のことなむさんと十三里

(文政)

(四一) 十三里先だにたつた四里尋ね

(文化)

これらの諸句中の十三里といふのは、即ち江戸から鎌倉までの里程である。(三六)は三國志の『關羽千里獨行』からの思ひ付きか。(三七)は十三里が嫁には百三十里にも思へるといふのであり、(三八)の榎は一里塚の標木である。(四一)は十三里向ふの鎌倉に走つたのに江戸四里四方を尋ねて居るといふのかと思ふが、もしさうならば

(四二) 鎌倉だのに迷ひ子のおアキヤーい

(天明)

も同じ様な趣である。しかし澤田氏は搜索隊が無責任にも六郷手前の四里だけで歸つて来たといふことと解される。それはともかく此六郷川が江戸から鎌倉までの一つの難所だつたらしい。六郷川は徳川初期に橋があつたらしいが、其後橋がなくなつて渡しになつたと見え、川柳には皆其趣をよみ、ここが鎌倉落ちの難關としてあつて、逃げる方も追ふ方も六郷が一段落になつてゐる。

(四三) 女の驅落ち六郷さして行き (安永)

(四四) 井戸や川覗き六郷さして行き (安永)

(四五) 六郷でおアシが無いと困つてる (安永)

(四六) ト者へ一人六郷へ二三人 (安永)

(四七) 其船こゝへと云ふ中追手来る (安永)

(四八) 前には大河後ろから亭主来る (安永)

(四九) 占つて來たと六郷で追ひ着き (安永)

(五〇) 六郷でやうく嫁をとらまへる (明和)

(五一) 九里あるよ急がつしやいと渡し守 (天明)

(五二) 六郷の一番船に追手乗り (安永)

(五三) 長追無用と六郷からかへり (安永)

右の(五一)は女が首尾よく六郷を渡り得て老船頭に同情され勵まされてゐる趣き、又(五二)は追手が前夜六郷までに追付き得ず翌朝まで待たされた所をよんだのであらう。此追手には近隣の人々までが附合ひ半分に出かけたとよまれてゐる。

(五四) 十三里義理で旅立つ兩隣り (文化)

(五五) 近所の衆先づ川筋を心掛け (明和)

そこでともかくも川を無事に越すと、女もホット一息ついて、其先の川崎で名物の萬年屋の奈良茶飯か鶴屋龜屋の米饅頭でもたべたらう、又鎌倉までにそれより外はたべられなかつたらうといふので、

(五六) 松ヶ岡までに饅頭二つ食ひ (安永)

(五七) 松ヶ岡だと饅頭屋見抜いたり (安永)

(五八) 松ヶ岡奈良茶の儘とガツ／＼し

(安永)

とある。(五六)の『饅頭二つ』といふのは『鶴と龜との米饅頭』といふ所からだらうと思はれる。又

(五九) 大こまり嫁出女にとつかまり

(安永)

(六〇) 早追だのに南無さんと嫁かくれ

(安永)

などといふがある。『出女』は『留女』ともいつて旅籠屋の客引女であり、それに引止められて困つたり、急用の早駕籠を追手と間違へておびえたりする、といふのである。

ところで其道中は、實際は妻の里方の人が付き添つて行つたこともある様だが、川柳の上ではそれでは面白くないので、すべて女が単身で逃げる趣になつて居り、前掲(三一)及び(三六)はそれを明言して居る。なほ又

(六一) 松ヶ岡女のひとり行く所

といふのもある。而して

(六二) 鎌倉へ嫁あるいてもあるいても

(安永)

といふ句はあるけれども、十三里を女の足であることは出来にくい話故、定めて四ツ手駕籠にも乗つたであらう。斯ういふ句がある。

(六三) 鎌倉へ召せと四ツ手はそれと見る

(安永)

(六四) 鎌倉の戻る四ツ手に追手會ひ

(安永)

(六五) 膝と談合をして嫁一人旅

(天明)

この(六五)は、『膝とも談合』といふことと膝をだいて駕籠に乗る姿とをかけたのではないかと想像する。

斯くして鎌倉に近づくのだが、

(六六) 焼餅坂で尼寺の道をきゝ

(寛政)

(六七) 放れ山とは吉左右な松ヶ岡

(安永)

といふのがある。焼餅坂は武蔵相模國境の坂で、所謂『佐野の馬戸塚の坂で二度ころび』の坂ではないかと思ふが、其地名で家出の原因を匂はせたのである。又澤田氏の説によると、『此放れ山(通常離山と書く様である)』といふのは、鎌倉より少し手前にある山で、

鎌倉街道の右手に見ゆる腰山地蔵山などと續いてゐるのがそれである。句は即ち松ヶ岡への道中にはなれ山といふのがあるのは、駈込女に取つては吉左右な事であるといふ軽い洒落だ』といふことである。

さて愈々鎌倉へ着きは着いたが、寺がどこだか分らない。

(六八) せき込んで去状の出る寺と聞き

(文化)

(六九) 尼寺をたづねる顔の氣の毒さ

(明和)

(七〇) 縁切りと見たで東慶寺を教へ

(天明)

東慶寺は丁度圓覺寺と建長寺との中間にあるので、行過ぎて

(七一) ウロタへた駈込みもある建長寺

(明和)

となることもあらうし、今一足の所で

(七十二) 圓覺寺前にて嫁をつかまへる

(安永)

といふきはどいこともあらうと想像される。しかし女が一步でも寺内へ逃げ込んだらもうつかまへることは出来ないので、傳説では、門前で追附かれさうになつた危急の場合に、

女が下駄を脱いで門内へ投げ込むと、それで寺内に足を入れたことになつた、と言はれてゐる。

(七三) 今好い駈込みがあつたと掃いて居る

(天明)

といふ句があるが、女が駈込んだ後の再び静寂に還つた寺門の氣分が出てゐて、中々の佳句と思ふ。そこで追手もどうすることも出来ず、

(七四) 追つ着いた所が顔を見たばかり

(寶曆)

(七五) 空駕籠で追手の戻る松ヶ岡

(明和)

といふことになる。ここに

(七六) 相違した所へ尼寺建ても置き

(安永)

といふ句があるが、十三里もある随分不便な所へ駈込みの尼寺を建てたものだといふ意味かとも思はれるが、或は川柳の方で『相模女』と謂つて淫奔だとされてゐる女の本場以後述の通り三年間禁慾生活をさせる尼寺があるのは不相當だといふ意味かも知れない。

女が寺へ駈込むと、やがて里方からか夫の方からか又は仲人などが遣つて來るだらう。

(七七) 鎌倉で今道心を母尋ね

(七八) スハ鎌倉の大事ぞと仲人來る

(寛政)

この(七七)は石童丸を逆の思ひ付きである。斯うして向うから來なければ寺の方から召喚状を出して關係者を呼寄せらる。それらの手續は大略奉行所に於ける所謂驅込訴訟に似てゐる。

(七九) 驅込み訴訟ばかりある松ヶ岡

(安永)

(八〇) 柳ごりぐらいは松へいひ上げず

(安永)

この(八〇)は、現行民法の所謂『妻ノ特有財産』を寺へ書き出すのだが、柳ごりぐらゐの輕微な物は申し立てぬ、といふのだらう。而して普通の経過としては夫が寺の説諭に屈服して離縁を承諾することになるので、

(八一) 鎌倉の嚴命にしたがひ離えん

(八二) 縁切るにや鎌倉殿が後ろ立

(寶曆)

とある。『鎌倉の嚴命にしたがひ』は壇浦兜軍記阿古屋琴責の段の文句取りであるが、『松

ヶ岡御所』と呼ばれる程の寺格の高い寺だつたことが、頗る縁切寺としての權威を強からしめたのであつて、右の兩句にも其意味があらはれてゐる。而して其場合にもやはり夫に離縁狀を書かせるので、

(八三) 去り狀が飛脚で届く松ヶ岡

(寶曆)

(八四) 尼寺へ來て惡筆をひつたくり

(明和)

(八五) 精進潔齋して去り狀を取り

(文化)

とある。(八四)には夫が強制的に去狀を書かされる趣が見えて居る。(八五)は或は後に述べる三年の寺院生活の後の離縁のことかも知れない。其場合にも念のため離縁狀を書かせるのを常とし其去狀はあらかじめ取つて置いたらしいこと、前段に説いた通りである。

(八六) 先ぐりに去り狀のくる松ヶ岡

(文化)

しかし又場合によつては仲直りが出來て丸く納まることもある。

(八七) みどり子にひかれてお松立ちかへり

(文化)

松ヶ岡の縁で其女をお松とこちつけ、みどり子と引かけたのである。

(八八) 道々も意見で戻る松ヶ岡

(天明)

恐らくは和解しての歸路で、もうこんな突飛な事をするものではないといふ意見であらう。

(八九) 去り狀が和尚の手から戻つて來

(明和)

これも多分松ヶ岡からの復縁であらう。

ところが夫がどうしても離縁を承知せず、妻の方でも死んでも歸らぬと言ひ張る次第だと、寺法通り寺に收容して比丘尼生活をさせることになる。

(九〇) 手の切れるまでかまくらに居候

(文政)

(九一) 車座の比丘尼の中へ耻かしさ

(天明)

といふのは、恐らく新入の尼さんの心持であらう。而して寺内は男子禁制である。

(九二) 松ヶ岡愚痴でないのは入れぬとこ

(明和)

といふ句は『女は愚痴な者』といふ言葉の逆用で、愚痴でない者即ち男は禁制といふ意味であると、澤田氏は解かれる。又

(九三) 松ヶ岡大工に番を付けて置き

(安永)

といふのもある。所で松ヶ岡の尼さんは一種特別な尼さんだといふので、

(九四) 松ヶ岡女房になつた人ばかり

(安永)

(九五) つま持たぬ身もましかやと尼公いひ

(天明)

などである。又勿論子供を連れてはいる譯にはいかない。

(九六) 鎌倉の牢はだいてゝ入れられず

それ故乳呑兒を手放してはいつたのもあらう。

(九七) 張つて居る乳は菊岡松ヶ岡

(文政)

(九八) 松ヶ岡目へさす程はまだ残り

(寶曆)

(九七)の菊岡といふのは當時有名の三味線屋である。しかし妊娠中の者もあらうから

(九九) 時として縁も出来る松ヶ岡

(文政)

といふことにもならう。

入寺の上は、讀經は勿論、針仕事もしたり、又節分などの行事もあらう。

(一〇〇) 松ヶ岡平假名つきの經もよみ

(天保)

- (一〇一) ばちの手に撞木はをしい松ヶ岡 (文政)
- (一〇二) かんきんに花咲く聲や松ヶ岡 (文化)
- (一〇三) 針賣も時々はいる松ヶ岡 (文政)
- (一〇四) 豆蒔の聲かはゆらし松ヶ岡 (文政)
- (一〇五) 松ヶ岡やさしい聲で鬼は外 (天保)

右の『鬼は外』には多少の意味がありさうだ。又

- (一〇六) 松ヶ岡チツト弾ちくが納所分 (寶曆)

算盤の出来るのが會計方を引受けるといふ様な次第である。髪を剃つたか否かは問題で、

- (一〇七) 居るも歸るも丸くなる松ヶ岡 (文化)
- (一〇八) 榎でいかぬと松で剃つこかし (天保)
- (一〇九) 揉上げの跡を褒めあふ松ヶ岡 (寶曆)
- (一一〇) 似合つたとベソく褒める松ヶ岡 (寶曆)

などは剃髪したといふことになつて居り、

も多分同趣旨だらうが、これはどうも川柳子の想像の様で、

- (一一一) 還俗をする弟子をもつ松ヶ岡 (寛政)
- のこともあり、又
- (一一二) みれんなく比丘尼にすると行人なし (文政)
- といふことになりさうだから、丸坊主にはせず髪を切らせただけらしく、
- (一一三) 三年が間有髪の尼になり (安永)
- (一一四) 去り状を有髪の尼になつて取り (寛政)
- (一一五) 松風を有髪の尼で三とせきゝ (寛政)

が事實の様である。しかし結髪はさせなかつたらしく、

- (一一六) 松ヶ岡藁で結ふても戀しがり (寶曆)
- (一一七) 松ヶ岡藁でも束ねさせぬ所 (安永)
- 随つて枕も括り枕だつたといふので、
- (一一八) 鎌倉で俵の様な枕をし (寶曆)

とある。其他寺法は中々嚴格で、

(一一九) 禪も絹ならとれと松ヶ岡

(安永)

などと干渉し、食事は勿論精進で、

(一二〇) 鎌倉に鰹も食はず三年居

(安永)

であるが、

(一二一) むづかしさ精進をして縁を切り

(寛政)

といふのは、なほ其以上男断ちといふ禁慾があるといふ意味との澤田氏の説である。音曲などは勿論許されないので

(一二二) 江の島も嫁鎌倉に居て忘れ

(文政)

(一二三) 三年の間に藝もグツト脱け

(安永)

『江の島』は有名な琴曲である。江の島と言へば、

(一二四) 江の島へ二度目の時は衣で來

(明和)

といふ句があつて、入寺後も江の島詣などが出來た様に思へるが、これは少々疑はしい。

外部からの訪問は女ならば許されたらしく、

(一二五) 尼寺へ江の島かけて母は寄り

(明和)

とある。又

(一二六) こゝにけつかると見て行く松ヶ岡

(天明)

これは先夫が偶然通り掛つての感情であらう。

ところで川柳は斯ういふ連中が同時に數人居たことを想像させる様によんでゐる。前掲

(一二〇)、(九一)、(九四)、(一〇九)、(一一〇)など皆それであるが、なほ

(一二七) 廣い事松ヶ岡への連れが出來

(一二八) 松ヶ岡女だてらの會所なり

(一二九) 松ヶ岡半徹ものゝ寄り所

(一三〇) 世にありし話にこぞる松ヶ岡

(一三一) 松ヶ岡似たことばかり話し合ひ

(一三二) 松ヶ岡寝そびれた夜のぐち競べ

- (一三三) 十三里先で男をそしつてる (文化)
- (一三四) お前もかわたしも九さと松ヶ岡 (安永)
- (一三五) 松ヶ岡相見互の癪を押し (寶曆)
- (一三六) 松ヶ岡ニコく出ればベツく來 (明和)

などがある。(一二七)は驅込みの途中偶然同じ運命の女と連れになつた、世間は廣いものだといふ趣向。(一二八)の『半徹もの』は、夫婦共に『一徹者』で其片割れの意味か。(一三四)は十九歳の厄年の意味。(一三六)は退院入院應接に暇あらずといふのである。(一三五)は松ヶ岡の川柳として最も有名なもので、筆者が此事に興味をもち始めた動機も此一句だつたと記憶する。

此寺院生活ほどの位續けなければならぬかといふと、三年といふことが前掲(一一三)(一一五)、(一二〇)、(一二三)にも見えてゐるが、なほ左の數句がある。

- (一三七) 三年は在鎌倉と覺悟する (天明)
- (一三八) 鎌倉の松に三年身を隠し (安永)

- (一三九) いゝ娘佛がくしに三とせなり (文化)
- (一四〇) 仲人を三とせ恨みるつらいこと (安永)
- (一四一) 松脂で三年みがき又白齒 (文政)
- (一四二) 三年の内に齒もはげ眉もはえ (安永)
- (一四三) 狀一本とるに三年嫁かゝり (天明)
- (一四四) 鎌倉をもどれば桃や栗もなり (天明)

(一四四)は所謂『桃栗三年』である。ところで此三年は、當初は正味三年だつたのだが、其後二年でよいといふことになつた。しかし足掛け三年の意味でやはり三年と謂つてゐたから、川柳も今まで引いたものの様に漠然と三年と言ふか、或は

- (一四五) 夢ばかりなる鎌倉に二三年 (寛政)
- などとして置けば間違ではないのだが、
- (一四六) 正月を三つして來て若くなり (安永)
- (一四七) 去狀を取る中年が三つふけ (明和)

(一四八) 鎌倉で空費な年が三つより

(明和)

(一四九) 忍いやつと二十二の春縁が切れ

(安永)

(一五〇) 千日のがれのこと嫁思ひ出し

(一五一) 仲人は千日あまりうらみられ

(安永)

などと正確に計算しては少々困る。正確に言はうならば、

(一五二) 武士は日歸り嫁は三年目

(一五三) 此處を來る時の怖さと三年目

(安永)

及び後出の(一五七)、(一五八)などの様に『三年目』となくてはならぬ。(一五二)の前半は遠乗のこと、(一五三)は満期歸路の六郷川でもあらう。歸路にはなほ

(一五四) 三年過ぎると獨りは歸れ得ず

(安永)

といふのである。來る時はこわさも忘れてひとりで來たといふのであらう。斯くていづれにせよ随分長い寺院生活だが、それを勤め上げると、

(一五五) 星月夜飽きる程見て縁を切り

(安永)

(一五六) 尼寺へ行つて我身にして歸り

(明和)

(一五七) 娑婆中にこわいものなき三年目

(安永)

(一五八) いゝ見切潰れたを聞く三年目

(天明)

といふ結果になる。(一五八)は三年目に出て來て見たら夫の道樂のために其家はつぶれてゐた、いい見切時だったといふのである。そして解放された氣分で鎌倉見物などをして來るもあらうとの想像で、

(一五九) 廣い身になつて鎌倉までも見る

(安永)

とよまれてゐる。而して其後は再縁自由で、それを待つて居る情夫もあらうといふので、

(一六〇) 地女の年明を待つ松ヶ岡

(寛政)

ところが其時を待ち敢へず女が死んだといふので、

(一六一) 一日も添はず千日寺で死に

(安永)

とある。三年居る寺といふので『千日寺』とも謂つたものと見える。又

(一六二) 鎌倉も三十までは惜しくなし

(天明)

といふのがあるが、在寺中に三十の盛を越しては惜しいといふのであらう。

(一六三) 松ヶ岡花散る里となぜ云はぬ (明和)

といふのも、花の盛りを空費するのを惜しむ意であらう。又

(一六四) 十三里歸つて琴の師匠なり (文政)

といふのは、結婚生活に懲りて職業婦人になるといふのだが、『十三』に十三絃の琴を匂はせてある。

先づは斯様な次第で、女が其目的を達し得るとはいふものの随分な難行苦行の末なので、さうまでしなくては解放されなかつた當時の妻の地位は誠に氣の毒なものである。ところが當時の思想は、前掲(一四)にもあらはれてゐる通り、このよくよくな女の最後手段に對してもまだ反感をもつてゐたらしく、

(一六五) とんだ嫁お寺で年を三つとり (文化)

(一六六) 情の強さうながはいる松ヶ岡 (天明)

(一六七) 鎌倉のさばきを受ける氣の強さ (天明)

(一六八) みどり子もあるに不埒な松ヶ岡

(一六九) 毒女房うらまでも來る松ヶ岡 (明和)

などと誹謗してゐる。『うら』といふのは二回目のことを謂ふ遊廓語である。又

(一七〇) まだ唐りたくば鎌倉までおいで (安永)

(一七一) 鎌倉へござれ甘酒進上なり (天明)

(一七二) 悔しくばたづね來て見よ松ヶ岡 (天明)

(一七三) これ故とゑくほ突き合ふ松ヶ岡 (明和)

(一七四) 懺悔しな懺悔しなよと松ヶ岡 (安永)

などと女を不眞面目な氣分と見てゐるものもある。又

(一七五) 路考茶を着ては飛込む松ヶ岡 (明和)

といふのがあるが、路考茶は俳優瀬川路考好みの當時の流行色で、お洒落の虚榮婦人の自由行動として痛罵したのである。更に東慶寺其ものに對して

(一七六) 鎌倉で甚だわるい梶を取り (安永)

と食つてかかつたのもある。

しかしながらとにもかくにも鎌倉松ヶ岡東慶寺は、男尊女卑の舊時代に於ける婦人救済機關として、

(一七七) 松ヶ岡男のためのまづい所 (寶曆)

(一七八) 松ヶ岡男の意地をつぶす所 (安永)

(一七九) あまよばりして鎌倉で叱られる (安永)

といふ風に男のあたまの上らなかつた所だつたのである。

附記 川柳を持出した序に、古川柳中徳川時代の離婚觀念のあらはれとして最も重要と思はれるものを一つ引いて置きたい。それは

女房と相談をして妻を去り

といふのである。一寸難解な句で、多少の異論もあらうが、筆者はこれを協議離婚のことと解する。而して單に協議離婚のことといふだけでなく、協議離婚を嘲笑した句

と解する。物事を決断するのに妻と相談するのを男として意氣地がないと嘲笑するのは男尊女卑の舊思想に有勝ちの事であるが、其筆法をここにまで持ち出して「妻を去るなら男らしく自分の一存で逐ひ出すがよい、女房と相談の上で離婚をするなどといふ鼻垂しがあるものか。」と痛罵したのである。即ち離婚を以て獨占的一方的の夫の權利とし、協議離婚なるものの法律上の存在を認めなかつた徳川時代の觀念が、此十七文字中に活躍してゐるではないか。

緣切寺滿德寺

一 徳川満徳寺

先に『離縁状と縁切寺』なる題下に鎌倉松ヶ岡東慶寺を縁切寺として紹介したが、縁切寺なるものは其性質上同寺のみに限るべき現象ではないのであつて、更に第二の縁切寺として徳川満徳寺を説かねばならぬ。しかし當時は同寺に於ける縁切の資料が揃はなかつた故更に他日の調査を期したが、大正十二年四月十日同寺に参詣して堂守浅井鍔五郎氏から談話を聞き且資料を借受けることが出来た故、従来東慶寺の如くは有名でなかつた縁切寺満徳寺をここに紹介したい。

満徳寺は上野國新田郡世良田村大字徳川に在る。東武鐵道線境町驛(太田と伊勢崎との中間)から一里餘である。同寺の縁起については左の如き文化五年の寺法申立書が傳はつてゐる(徳川禁一五帙一八頁)。

文化五年書出

縁切寺満徳寺

上州徳川満徳寺之法之儀に付書付

乍恐以書付奉申上候

一尼寺御所徳川満徳寺の儀は御當家御先祖様重御由緒被爲在候に付天正十九辛卯年十一月
 東照宮様御直筆御書判を以徳川郷之内高百石如先規御寄附被成下候満徳寺開山浄念尼公
 浄院尼公と奉申候は徳川義季公御姫君義姫君と奉申候御發心被遊候而浄念尼公と奉申候
 浄院尼公は義季公御子新田頼氏公御姫君義御前と奉申御發心之後浄院尼公と奉申候依之
 中興開山前迄は新田家より代々相續御座候且尼寺欠入離縁由緒之儀は開山より寺法に御
 座候而中興前迄は欠入候女尼に相成候然ル處乍恐台徳院様御姫君大阪從御城満徳寺江御
 入院被爲遊御離縁之御趣意相立本多家江御再縁被爲遊候尤御法號天樹院殿と御附被爲遊
 候則御姫君様爲御替刑部局江御住職被仰付中興開山俊澄上人と改名其御由緒を以從御城
 住職三代御相續に御座候依之欠入之女離縁之願爲寺役任古例今に至り候而も其例相濟來
 り候欠入女三箇年入寺禁足相愼候上髮を切夫方江遣し離縁狀請取候儀は開山より之寺法
 に御座候離縁之上他江嫁候儀は天樹院様之御例を以再縁致來候寺院之儀は一字寛永十二
 丙子年御建立以來永代御修復所に被爲仰付東之丸様御棟札に而奉造立大伽藍天樹院様

爲三二世安樂御一也仍源氏家光三代將軍御代上野國勢田郡満徳寺大願成就所と御座候大猷
 院様よりも御金御壘並御道具とも拜領仕候其節御船手向井將監殿江被仰付候殊更御代々
 様御尊牌被遊御預尤近代は御金子拜領奉造立候住持自身朝暮御回向奉申上候檀家決而無
 御座全御回向並離縁寺役に勤來候難澁之離縁に至り候而は時々御奉行所江申立御聲掛を
 以爲相濟來り候例に御座候右之通御由緒略奉申上候以上

上州勢多郡新田庄徳川郷

御位牌所

文化五辰年十月

尼寺時宗一本寺

徳川満徳寺

御奉行所

斯様に此寺は徳川家と其宗家新田家との由緒の寺であつて、寺號も新田政親の幼名『満
 徳丸』から出てゐる由であるが、寺法申立書中目を惹くのは、

『恐れながら台徳院様御姫君大阪御城より満徳寺へ御入院遊ばさせられ、御離縁の御趣

意相立ち、本多家え御再縁遊ばさせられ候。尤も御法號天樹院と御附け遊ばさせられ候。則ち御姫君様御替りとして刑部ノ局え御住職仰せ付けられ、中興開山俊澄上人と改名：之に依り欠入の女離縁の願、寺役として古例に任せ今に至り候ても其例相濟み來り候。欠入女三箇年入寺禁足相愼み候上髪を切り夫方え遣し離縁狀請け取り候儀は開山よりの寺法に御座候。離縁の上他え嫁ぎ候儀は天樹院の御例を以て再縁致し來り候。』

とある一節だ。「台徳院様御姫君」は秀忠の女にして家康の孫なる千姫であつて、豊臣秀頼の御臺所となつたが、大阪落城の時坂崎成正に兵火の中から救ひ出され、坂崎は家康が懸賞の言葉を信じて姫を貰ふ積りでゐたところ、姫は美男の本多忠刻にとついで阪崎を憤死させた、といふ有名な物語の女主人公であるが、坂崎へ義理合はともかく、其儘本多家へ行つては豊臣家に對してさすがにうしろめたいので、尼となつて此寺に入り、豊臣家との縁を切つた上で再縁した、といふことになつてゐるのである。「といふことになつてゐる」と書いたが、正に文字通りだつたらしく、姫自身は入寺せず侍女刑部局が身替りにはいつたとある。筆者は寺の裏の竹藪の中にその刑部局俊澄尼の墓を尋ね、封建的忠義は不思議なものかなと感慨にふけつたことであつた。この刑部局は淺井氏であつて、淺井長

政の女といふ傳説があるが、それならば淀君の妹に當る譯で、それが千姫方の侍女であつたといふのも甚だ疑はしい。

斯くして満徳寺は徳川家と因縁の深い寺であつたが、明治になつてからは徳川家縁故の寺といふのが障りになつて俄に衰微し、明治六年廢寺になり、當時の住職十二世智本尼は還俗して前記中興開山俊澄尼の俗姓によつて淺井氏を名乗つた。筆者が面談した淺井鎮五郎氏は此智本尼の養嗣子であり、後掲記録中に頻々名が出る寺役人鈴木小兵衛の實子である。そして此淺井鎮五郎氏が村内有志と謀つて明治二十七年に寺を再興したのであるが、到底舊態を回復し得ず、舊本堂の一部分と歴代住職の墓域とが残つてゐるだけで、相當廣かつたらしい舊境内も、淺井氏の住宅と桑畑などになつてゐる。寺寶及び古文書類は惜しいことに大部分散佚したが、幸に數組の纏まつた記録が残つてゐて、縁切寺としての作用を實例的に窺ひ得る。淺井鎮五郎氏は筆者面談の當時八十歳に近い老人であつて、其後逝去されたが、幕末から明治初年にかけての同寺縁切の實況を記憶して居られた。同氏の好意で借り受けた資料を利用した結果は左の通りである。

二 驅入女取計方

資料中先づ第一に掲げねばならぬものは、『驅入女取計方』と題する書類である。これは寺社奉行からの問合せによつて寺役人が離婚事件の取扱手續を上申したものである。さういふ事が折々あつたものと見えて書類が三通ある。第一は文化九年十一月寺社奉行脇坂中務大輔に對する寺役人鈴木易右衛門の答申書で、左の通りである。ただし了解の便宜のため、一つ書の順序を多少變更した。

欠入女取計御尋ニ付左之通

一 欠入女壹人ニ而欠入候節呼狀遣し一同罷越節可相成丈内濟可致旨申聞再應日延相願候得者任其意離縁再縁共ニ和談致し候上者早々下ケ遣し候乍去双方不承知之節者篤與相糺無餘儀筋之儀者召抱置候而三ケ年目ニ役人差遣し夫方ハ離縁狀請取親元江引渡申候尤も年季中ニ而も夫方より離縁狀差出内濟いたし候に付下ケ願いたし候得者則下ケ遣し候

一 欠入女親並親類ニ而も附添参リ候節者篤與相糺直ニ村役人町役人之内呼寄始末柄ニ寄召抱候とも離縁爲致候共仕候

欠入女有之候節者留置親並親類組合呼狀文面左之通

一 其村組下誰娘たれ儀爲離縁願與當寺江欠入候ニ付親誰並親類組合同道ニ而飛脚着次第早早可被相越候尤銘々印形持参可有之候以上

月 日

徳川満徳寺役人

何村名主組頭衆中

一 欠入女子召抱候節者村役人ハ願之趣相違無之段印形取之召抱申候

召抱候女之夫方名主江届書差遣し候文面左之通

一 其村組下百姓誰妻たれ儀爲離縁願與當寺江欠入候ニ付親誰並親類組合呼寄可相成丈内濟可致旨申聞候處双方和談不致當人始一同召抱候儀相願候ニ付無餘儀召抱置候追而離縁狀爲請取役人差遣候間爲念届置候以上

月 日

徳川満徳寺役人

何村名主組頭衆中

抱女年季明候節夫方名主江前廣ニ差遣し候文面左之通

一 其村組下百姓誰妻此節年季明ニ付離縁狀爲請取役人差遣し候間夫たれ並親類組合他行無之様申付可被置候爲念前廣ニ申遣し置候以上

月 日

徳川満徳寺役人

何村名主組頭衆中

一 欠入女壹度召抱置相濟候上又候欠入候而者召抱不申候

一 離縁難澁ニおよひ候節者時々御奉行所様江奉願

御威光を以相濟來り候先例に御座候

第二通は天保十四年六月一日寺社奉行酒井若狹守から尋問があつたのに對し同三日寺役人峯宗兵衛の名で差出した答申書である。

駈入女取計方略

一 満徳寺駈入女離縁由緒之儀者開山より之寺法御座候再縁之儀者天樹院様御例を以相濟

來り候

一 女駈入候節始末糺之上出生親元江呼狀差遣し親并親類組合之もの呼寄篤與相糺候上熟縁いたし候様申諭不得止事俱々離縁相願候得者内濟申渡再應爲及掛合候而も内濟不相成候得者夫方へ遣し候書面左之通り

其配下誰女房誰當寺江駈入離縁相願候ニ付同人親何村誰村役人等呼寄相糺候處俱々離縁相願候ニ付掛合申付候成丈其地ニおゐて内濟いたすへし不濟儀有之候ハ、誰并親類組合もの召連早々相越否可申立候

月 日

上州徳川満徳寺役人

右書面女方役人江是ヲ渡し夫方江爲掛合候得者多分ハ濟方ニ相成申候品ニ寄濟兼双方罷出破談申立候得者双方篤與承リ糺候上和談不相成節者無余儀寺法ヲ以女召抱置入寺襟(禁カ)足廿五ヶ月相立候得者夫呼出離縁狀請取申候事

但シ離縁狀請取候上ハ女者早速實親江引渡申候

一 女召抱候節抱證文取置夫江者追而離縁狀請取候旨書面ヲ以申渡置候

但し夫身持宜からざる歟或は身元慥ならざるものニ候得者女抱候節離縁狀請取双方

役人封印之上夫方役人江預ケ置季月相立候節右離縁狀女方へ爲請取申候

一 結納爲取替いまた引移さるものハ半限抱として十二ヶ月半抱置申候

一 女駈入候節念入相糺 御領御私料とも御掛リ合有之候もの共ハ取扱不仕親或ハ身寄之ものへ引渡し申候

但シ身分ニ付不祥之筋相聞候ものも同様取扱不仕候

一 女駈入糺之上内済不相成召抱之儀申渡處夫不承知申張り寺法相拒候節ハ其時之御奉行所江申立御聲掛リを以相済來り候例ニ御座候

第三通は文政十二年十月一日寺役人久野内藏右衛門から寺社奉行土屋相模守への答申書で、主として年季明け後の取計を述べてゐること左の通りである。

一 上州徳川郷満徳寺役人久野内藏右衛門奉申上候駈入女之儀年季相立或者年季中ニ而も夫ハ離縁狀差出候上女身分如何取計候哉之旨書面ニ而差上可申旨被 仰付承知奉畏候右様之もの共儀女駈入候砌誰ニ願人ニ可相成問右のもの呼出し吳候様ニと申立候節其もの

呼寄女同様離縁相願候得者右之もの并親類村役人等連印ニ而口書取置候而召抱置廿五ヶ月相置行も満候上夫呼寄離縁狀申付差出候上者女を召抱候砌口書取置候願人江引渡申候其節何方江縁付候共差構無之旨一同江申渡シ下山爲致候尤願人之儀女之親兄弟江爲願申候兄弟も無之類者成丈身寄近ものニ爲願申候寺法ニ御座候右一條之取計方御尋ニ付奉申上候處如此御座候以上

上州徳川郷満徳寺代役人

文政十二年十月朔日

久野内藏右衛門

寺社御奉行

右三通の書類を総合すると、大體の取扱振りが推測されるが、以下記録に基き年代順に實際の事件の内容を調べて見よう。

三 第一實例——年季明け後の寺法拒否

上野國新田郡本町村銅問屋庄左衛門妹なをといふ女が満徳寺へ入寺して居り、文政十二年八月で「年季明ヶ」になつたので、寺から夫伊兵衛及び親類村役人等と呼出して離縁状を差出す様にと命じたが、かれこれ故障を言つて寺法に従はぬので、それでは奉行所に出訴するぞと申渡した處、村役人から同月晦日まで日延を願つたので其儘引取らした。ところが其期日になつて、親類組合役人等一同集つて伊兵衛を諭したがどうしても承知致しませんといふことを、名主から届出た。そこで、寺役人久野内藏右衛門が江戸へ出て寺社奉行（月番土屋相模守）へ一件書類を提出したので、奉行所からは夫伊兵衛に對して左の召喚状を發した。

尋儀有之間伊兵衛ハ代ニ而者難成病氣ニ候ハ、駕籠ニ而成共一同早ニ罷出可相届若於不參可爲曲事も也

丑九月六日

相 模

上州新田郡世良田村

百姓伊兵衛

同人親類
組合總代之もの壹兩人
右村五人組年寄名主

よつて伊兵衛は村役人と共に出府し、十二日に到着届をしたが、十六日の出延期日に急病といふので出頭しなかつた。實は十三日に出奔して行方不明になつた由で、二十二日に出奔届が出た故、奉行所では伊兵衛附添の村役人に對して満徳寺の役人と交渉して寺法を立てる様にと内諭した。そこで、其通りに話が運んで、寺役人から左の通りの『御吟味下願書』（訴訟取下狀）を奉行所へ提出した。

一 上州勢田郡徳川郷満徳寺役人久野内藏右衛門奉申上候當寺江去ル亥年七月中国國新田郡本町村銅問屋庄左衛門妹なを儀駈入縁切之儀相願候付始末承糺候處同國同郡世良田村百姓伊兵衛女房ニ相成罷在候處不和合ニ而致難儀候由を以離縁相願候付なを兄庄左衛門其外親類村役人呼寄相糺可成丈可爲致熟縁と夫伊兵衛方江掛合之儀申諭候處なを者勿論庄左衛門親類村役人右一同縁切之儀強而申立候間夫伊兵衛世良田村役人等呼寄なを儀駈

入縁切之儀申立候付成丈熟縁ニ相成候様品ニ申諭候得共強而縁切之儀相願候上者連も縁無之儀故此節離縁内濟可致旨申諭候處伊兵衛儀内濟不承知申立候付左候ハ、以寺法召抱置追而離縁狀請取候間其段可相心得旨申渡寺法定例之届書世良田村役人江相渡置候而抱置候然處當時年季相立候付離縁狀申付候處離縁難澁之旨申候ニ付品ニ申諭候得共強而不承知離縁狀差出不申寺法相背候付無據御吟味之儀申決當

御奉行所江奉願上伊兵衛并組合村役人等御呼出しニ相成一同出府着御訴申上候處未御吟味無之以前同人儀出奔仕行衛相知不申候得共伊兵衛組合村役人惣代百姓要助名主新右衛門者素々寺法相辨罷在候故伊兵衛江度ニ意見差加候儀ニ付此上満徳寺ニおゐて寺法之通取計有之候共聊申分無之旨申立候上者寺法之儀相立差支之筋も無之申分無御座熟談いたし候間御吟味是迄ニ而御下ケ被成下候様仕度偏ニ奉願上候以上

上州勢田郡徳川満徳寺代役人

文政十二年九月廿六日

久野内藏右衛門

寺社御奉行所

四 第二、第三實例——代官所との衝突

天保十四年十一月二十四日武州秩父郡石間村百姓市五郎妹むらといふ女(二十歳)が駆け込んだ。そこで右市五郎及び親類組合等と呼出して問ひ糺した處、市五郎からも離縁希望の旨左の書面で申立てた。

乍恐書付ヲ以奉願上候

一 武州秩父郡石間村百姓市五郎奉申上候私妹むら儀去八月中村内利右衛門仲人ニ而上吉田村幸之助女房ニ差遣し候處夫婦合不宜敷候ニ付私方ニ預り置候處當六月中出産致し其節幸之助方へ早速沙汰いたし候得共一切同人方ニ而者差構不申然ル所むら儀病氣附難澁仕候へとも薬用手當仕少々全快之趣ニ茂候得者九月中幸之助方江相歸し候處藥養等も不致候上熱心由申家内差纏むらハ仲人利右衛門方江預ケ置候ニ付同人ヲ相頼離縁掛合致異候様相頼候へとも離縁掛合出來兼候様ニ申候間當惑罷在無據今般 御當山様江駈入候次

第二御座候得者何卒御慈悲ヲ以御寺法之通離縁ニ相成候様むら俱々連印之もの一同奉願上候以上

松平三郎太郎知行所

武州秩父郡石間村

天保十四卯十一月廿八日

市五郎

親類總代 近右衛門

與頭 忠助

そこで寺では夫方に對する『掛合差紙』（對談の上内濟すべき旨の指令）を持たせて市五郎等を歸し、十二月二日まで日延にして置いた處、同日市五郎出頭して内濟不調の旨申立て、且十二月七日になつても夫方が出頭しないので、同日更に催告書を送つた處、夫の居村の村役人から左の返書が來た。

請取一札之事

一 當村百姓主馬五郎孫孝之助女房むら離縁致度儀ニ付徳川満徳寺様江駈入候ニ付右ニ付御差紙當月朔日頂戴仕直々罷出可申と存支配江御届申候處御役所ニおゐて徳川江者御掛合由被申聞我等村方江可立歸趣申聞候所猶又此節再御差紙頂戴儀ニ受取申候然ル上者自分支配江持參罷出可申候爲念差出申請取一札如件

武州秩父郡上吉田村

天保十四卯十二月

當人 主馬五郎

當番 永藏

名主 庄五郎

即ち代官所から直接掛合はれる筈で、其指圖がなくては出頭出來ないといふのである。そこでむらは寺に頂り、市五郎等には左の請書を出させて歸村させた。

差上申御請書之事

一村方百姓市五郎妹むら爲離縁願與御當山江駈入候ニ付私共御呼出ニ相成當時御調中ニ

御座候處追而御沙汰御座候迄一ト先歸村被仰付承知奉畏候其内むら御召抱置被下候様奉願候同人身分ニ付如何様之違變出來仕候共奉掛御苦難間敷候依之御請書差上申處仍如件

松平三郎太郎知行所

武州秩父郡石間村

市 五 郎

十二月十五日

親類惣代 近 藏

名主代與頭 忠 助

而して同時に寺から夫の居村の管轄代官所たる岩鼻の陣屋へ左の書面を送つた。

一筆啓上仕候未得御意候得共時候甚寒之砌御座候處彌以御安全被成御勤仕奉珍賀候然者御支配所武州秩父郡小川村字上吉田主馬五郎孫幸之助女房むら去月中當寺江駆入離縁相願候ニ付同人兄石間村市五郎呼寄熟縁之旨申諭候處俱ニ離縁相願候間夫幸之助方江及掛台内濟いたし候様申付尤不濟儀有之候ハ、幸之助早ニ當山江相越否可申立旨書面遣置候

處掛合不行届候由當月二日願人ハ相届候就而者幸之助も早速可相越管之處不參ニ付去ル六日同人呼狀差出し候然ル所小川村役人ハ其御役所ニ而御差留ニ相成候由答書差出置いまた相越不申故寺役差支ニ茂相成候間幸之助早ニ罷出候様いたし度此段爲御間合如此御座候恐惶謹言

徳川満徳寺内

十二月十三日

鈴木 小兵衛

峯 宗兵衛

林部善太左衛門様御手代中様

所が其後代官所からも何の挨拶もないので、翌天保十五年正月四日寺役人峯宗兵衛は岩鼻へ出張して代官所手代と面談交渉したが、ただ幕府領の百姓を他へ出すことは出来ない、其筋へ伺つた上挨拶するとのみで、一向要領を得なかつた。其後二月十六日に又々代官所へ催促状を出したが、返事がないので、二月二十四日寺社奉行（月番青山大膳亮）に左の願書を具して訴へ出た。

以書付奉願候

一 満徳寺之儀者重御由緒被爲在乍恐從 權現様離縁役寺ニ被爲仰付置離縁再縁共取計來
 り候然ル所今般御代官林部善太左衛門様御支配所武州秩父郡小川村百姓孝之助女房むら
 儀去卯十一月中當寺江駈入離縁相願候ニ付同人兄松平三郎太郎様御知行所同州同郡石間
 村百姓市五郎并村役人等呼寄始末柄承糺候上熟縁いたし候様ニと品ニ申諭候得共むらハ
 勿論市五郎茂俱ニ離縁之儀申立候ニ付夫孝之助江呼狀差遣處右代官御役所ニおゐて同人
 儀御差留ニ相成候ニ付其御支配向江再應及掛合候處
 公邊江伺中之旨挨拶有之候迄ニ而今以孝之助御差向無之故如何様とも取計方難仕殊にむ
 ら身分長ニ之間空敷差置候茂同様ニ付旁以寺役差支之筋ニ相當リ候間右孝之助其外村役
 人等早速當寺江相越寺法之通取調請候様其筋江御聲掛被成下置寺法相立候様度此段奉願
 候以上

辰 二 月

寺社御奉行所

上州徳川郷
 満徳寺役人
 峯 宗兵衛

此訴狀に對して奉行所からまだ何の沙汰もない中に、三月二十六日寺から江戸出張の寺
 役人に左の通知が来て、同一代官所關係で類似の事件が起つたことが知れた。

林部善太左衛門様御支配所

上州勢田郡青木村

百姓文吉娘 む め

右むめ三月十二日駈入離縁相願候ニ付親文吉呼狀差遣候處同十九日同人罷出申聞候者御
 呼出之趣支配江相届候處満徳寺江罷出候ニ及申聞敷此方より同寺江掛合候間其方共は一
 ト先歸村いたし候様ニと被申渡候旨申出候且右次第ニ而者娘むめ心願も不相立儀ニも候
 哉與甚心配仕旨文吉内々申立候

そこで出府の寺役人から更に左の如く申立てた。

奉申上候口上之覺

一 御代官林部善太左衛門様御支配所武州小川村百姓幸之助女房離縁之儀ニ付當二月中御聲掛リ奉願當時御調中御座候處又候此度御同人様御支配所上州勢田郡青木村百姓文吉娘駈入離縁相願候得共岩鼻御役所ニおいて前同斷之御取扱振ニ候趣在所同役より別紙之通申越候間此段ヲも宜御含之程奉願候依之申上置候以上

辰三月

上州徳川郷満徳寺役人 峯 宗兵衛

寺社御奉行所

ところが三月二十九日に至つて寺社奉行から本問題とは外れた沙汰があつた。それは満徳寺から出す召喚状の上包表面に差紙と書くのは幕府側の手續と紛らはしくて宜しくないから以後變更せよといふのである。そこで寺役人から以後は『呼状』と致しますと答申した。斯ういふ事は前にもあつたらしく、文化年度に次の始末書が寺から寺社奉行に出てる。

乍恐以書付奉願上候

一 上州勢田郡徳川郷満徳寺代易右衛門奉申上候

私儀今般御尋御儀御座候ニ付被

召出罷出候處御當地本所石原町佐兵衛店五郎兵衛姪まさ儀先月中旬主人満徳寺へ罷越夫庄次與不和合ニ付致離縁度趣相敷候ニ付依右まさ伯父方江呼状遣し候文面之内尼寺御所寺法ヲ以被爲仰達候間可得其意旨其上上包ニ御用杯と不輕儀を認遣し候由甚緩怠ケ間敷儀を相認呼状差越候段御利解被仰聞請御察當を奉恐入候何分愚昧之私取計方相辯不申右之文面相認候儀者一言之申譯ケ無之奉恐入候然ル上者向後急度相愼右躰萬事緩怠之認方決而仕間敷候間何卒御慈悲を以右認方不埒之段幾重ニも 御高免被成下置候様偏ニ御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候以上

上州勢多郡徳川郷尼寺満徳寺代

鈴木易右衛門

文化九申年十月廿七日

寺社御奉行所

而してこの文化九年の事件の際右鈴木易右衛門から寺法申立書を提出してゐること前掲の通りであるが、寺社奉行所では今回の寺役人の處置は右文化年間の申立書と相違してゐるといふ意見で、五月六日終に願書を却下され、又幸之助宛の召喚狀も返却されて、更めて文化年度の振合で、前記青木村むめ一件共々取計らふ様と申渡された。どの點が前記の申立と違ふかといふことは明言されてゐないが、恐らく夫方が最初の召喚に應じないとして直ぐ様出訴したのは手續が違ふといふのらしい。

そこで寺では五月十九日に再びむらの兄市五郎を呼出して談合したが、此上夫方に掛合つた所で無益だらうといふので、むらは寺へ收容することとし、左の『抱證文』なるものを入れさせた。

差上申抱證文之事

武州秩父郡石間村

願人 市五郎

親類組合兼 近右衛門

名主 周左衛門

一 右市五郎妹むら儀去卯十一月中御當山江駈入離縁相願候ニ付市五郎御呼出ニ相成御糺之上内濟掛合被仰付代官林部善太左衛門様御支配所同州同郡小川村百姓夫幸之助江再三及掛合精々仕候得共和談ニ不相成無餘儀御寺法御抱之義奉願候處御聞濟之上御召抱相成候段承知奉畏然ル上者假親九死一生之儀御座候とも一夜之御暇も奉願間敷候惣而御寺法堅爲相守可申候且むら身分ニ付如何様違變出來仕候共奉掛御苦難間敷候

一 宗旨之儀者代々禪宗ニ而同村龍福寺且那ニ紛無御座候右寺々手形取置申候間御用之節者何時ニ而も可奉差上候

一 むら年季中爲扶持方與金六兩貳分上納仕度旨奉願候處御勘辨ヲ以御聞濟ニ相成難有追追上納可仕候且萬一公邊ニ茂相成候節者御入用差上可申候
右之條相違無御座候依之證文差上申處如件

松平中務領分武州秩父郡石間村

天保十五辰年五月

願人 市五郎

親類組合兼 近右衛門

徳川滿徳寺御役人中

證文には日が缺けてゐるが、證文の授受があつたのは五月二十日で、其際市五郎は扶持方料壹兩貳分上納して歸村したと記録されてゐる。而して同日夫方へ前掲文化年度書式通りの通達書を送り、『追而期月之節無相違離縁狀爲差出可申候且右御書付其節迄村役場江儘ニ奉預リ置候』云々といふ請書を差出す様にと、其書式まで添へて申送つたが、夫の居村上吉田村の名主庄五郎が其書類の請取を拒絶した。そこで寺は同年八月前記青木村むめ一件と併せて更に寺社奉行月番（久世出雲守）に出訴した。其訴狀は左の通り。

以書付奉願上候

一 滿徳寺之儀者重御由緒被爲在乍恐從

權現様離縁役寺ニ被爲 仰付置離縁再縁共相勤來候然ル處今般松平中務様御知行所武州秩父郡石間村百姓市五郎妹むら去卯十一月中當寺江駈入離縁相願候ニ付始末承り糺候處

御代官林部善太左衛門様御支配所同州同郡上吉田村百姓幸之助女房ニ相成居候處兎角夫婦合不睦往々難添遂見込候間離縁相願候旨むら申之候ニ付同人兄市五郎并親類村役人等呼寄承り糺可成丈可爲熟縁與夫幸之助方江懸合之義申諭候得共むらハ勿論市五郎村役人俱々別紙書付を以縁切之儀申立候間尙又種々申諭再應爲掛合候得共不行届縁切之義強而申立候間むら召抱置依而者年季明ケ之節離縁狀請取候旨之届書上吉田村役人方江當五月廿日以飛脚差遣候處右村名主庄五郎義彼是相拒届書引請不申候左様候而者定例之通り廿五ヶ月抱置候義も難仕寺法差支ニ相成恐入奉存候間上吉田村名主庄五郎并むら夫幸之助被召出御吟味之上定例之通り村役人俱々右届書引請年季相立候後茂是又相拒不申寺法相立候様奉願上候

一 前同斷御支配所上州勢多郡青木村百姓文七娘むめ儀同御支配所同郡同村周藏女房ニ相成居候處不和合ニ付五ヶ年以前親文七方江參り居周藏方江離縁之掛合仕候得共行届不申難澁仕候間救助相願候旨申立當三月中駈入候ニ付むめ親文七呼狀右名主茂吉方江五月十四日差遣候處同人義彼是相拒文七召連難罷出旨申張罷出不申候左候而者當人むめ引渡方且召抱方兩様共取計振無御座寺法差支ニ付何卒右村名主茂吉并文七被 召出御吟味之

上彼等當寺江罷出俱と寺法之通り取調請候様被仰渡可被下候依之奉願上候以上

上州徳川郷満徳寺役人

天保十五年辰年八月六日

鈴木小兵衛

寺社御奉行所

そこで今度は奉行所も事件を取上げ兩件の關係者を呼出して寺法に服従すべき旨を説諭し、其儘江戸で寺役人と村方の關係者とが對談の上、先づ青木村の方が左の請書と離縁状とを差出した。

乍恐以書付奉願上候

一 上州勢多郡青木村百姓藤兵衛同文七奉申上候右藤兵衛妻むめ義右文七娘ニ而去ル天保二卯年中藤兵衛方へ縁付既當辰十一才男子七才男子兩人出生致罷在然ル處むめ義去ル天保十一子年中親文七方江罷越其後離縁之懸合も有之候得共小兒も有之候義ニ付可相成者熟縁爲致度彼是掛合中等閑に相成居候處當三月中御當山江駐入離縁願仕候ニ付親文七義

御吟味之上成丈熟縁相成候様御取計被成度候處同人義不罷出むめ離縁之義強而相願候義ニ付再應御呼狀頂戴仕候得共是亦彼是行違之義有之及延引候内私共義御寺法相背候趣ニ付今般寺社御奉行 久世出雲守様被御申立私共被召出御吟味之上厚御利解之趣奉承伏御寺法之通可致離縁筋之旨相辨全御寺法相拒候段奉恐入候依而熟談之上藤兵衛むめ江離縁状差出自今むめ義何方へ縁付候共藤兵衛おゐて存寄無之以後右一件ニ付出入ケ間敷義等決而致間敷候前文之通り事柄相分り候上者御吟味是迄ニ而御願下ケ被成下置候様奉願上候以上

林部善太左衛門御代官所

上州勢多郡青木村

天保十五年辰年八月廿七日

百姓むめ夫 藤 兵 衛

同 むめ父 文 七

差添人名主 茂 吉

徳川満徳寺様御役人中様

離縁一札之事

一 深厚之宿縁淺薄
之事不有私後日
雖他江嫁一言違亂
無之仍而如件

上州勢多郡青木村

天保十五卯年八月廿六日

藤兵衛

加印名主

茂吉

同郡同村

文七殿娘

おむめとの

上吉田村の方も同時に承伏したのではあるが、夫自身は病氣だといふので出頭せず祖父が代理に出たために、離縁状は代理ではいけぬといふことになつて、夫自身の離縁状を持参しに一旦歸村したため日附は遅れたが、同じく左の通りの請書を提出した。

乍恐以書付奉願上候

一 武州秩父郡上吉田村字小川百姓幸之助煩ニ付代祖父主馬五郎奉申上候私孫幸之助女房むら義去卯年十一月中 御當山江駆入離縁願仕候ニ付同人兄石間村市五郎御呼出之上成丈熟縁相成候様御取計被成下置候得共むら井市五郎俱ニ離縁之義強而相願候ニ付右幸之助江御呼狀再應頂戴仕候得共右者全むら心底ニ願出候義ニ者無之外ニ故障致候ものも有之哉と疑仕等閑置候處むら義者寺法之通り御召抱ニ相成候間御定例之通り御届書引請右請書可被差出候旨被仰渡候義之處是亦村役人共彼是心得違仕御届書差戻候ニ付寺法相背候趣今般 寺社御奉行 久世出雲守様江被御申立私共被召出可致離縁筋之旨相辨疑惑相晴全心得違ヲ以御寺法相拒候段奉恐入候依而御日延奉願置一ト先歸村之上御利解之趣幸

之助江も申聞候處同様承伏奉恐入病氣快候へ、召連可申候處同容躰ニ付同人々直ニ離縁一札爲認持参仕候然ル上者むら義何方江縁付候とも幸之助ニおゐて存寄無之自今以後右一件ニ付出入ケ間敷儀等決而致間敷候前文之通り事柄相分候上者 御吟味是迄ニ而御願下ケ被成下置候様奉願上候以上

林部善太左衛門御代官所、

武州秩父郡上吉田村字小川

百姓むら夫幸之助煩ニ付代

天保十五辰年九月四日

祖父 主馬 五郎

差添人名主 庄五郎

徳川満徳寺様御役人中

これに離縁状が添つてゐるのだが、其文面書式は青木村の分と同一で、ただ加印者が名主でなくて祖父になつてゐるだけ故、省略する。斯くて寺役人から此旨を寺社奉行に報告して事件を取下げ、半年越しの難件がヤット解決して寺法が立つたのである。

五 第四、第五、第六實例——町奉行との権限争

弘化二年四月二十四日江戸本町二丁目半兵衛妻さよが驅け込んだ。其親木挽町三丁目常次郎を呼寄せて懇諭したが、親子共々離婚を熱望し、左の願書を提出した。

乍恐以書付奉願上候

一 江戸木挽町三丁目家主徳兵衛店常次郎奉申上候私娘さよ儀去ル卯年十月中深川永代寺門前彌兵衛店勇藏與申者媒人ニ而當時本町貳丁目元助店ニ罷在候半兵衛妻ニ差遣候處夫婦中不和合ニ而度々家出致し行末難見届離縁致し度旨相敷候間媒人相頼離縁掛合仕候得共夫半兵衛儀不承知之旨彼是申強リ一向取敢不申刺さよ家出したし候節多分之金子並衣類等數多持出し候旨難題等申掛ケ既ニ當三月中半兵衛儀は私共相手取町御奉行所鍋島内匠頭様へ奉出訴追々御吟味請ケ候處さよ持出候と申品物等之儀者全半兵衛申掛ケニ而夫夫事實相分妻取戻し出入一ト通ニ相成其後當月廿一日格別之御利解御座候ニ付さよは半

兵衛江熟縁いたし一件内濟仕候間御番所御下ケニ相成候然ル所半兵衛儀さよヲ自分宅江連レ不參親類内江預ケ置候間ケ様之様子ニ而者此末如何様之難儀ニ相成候哉茂難計存さよ儀今般爲離縁願與 御當山様江駈入御願申上候ニ付私共御呼出しニ相成御糺奉請候處格別之御利解被仰聞さよ江異見差加候得共中々以熟縁之儀聞入不申候ニ付無據其意ニ任せ一同離縁之儀奉願度候間何卒さよ願之通リ幾重ニ茂離縁ニ被成下度一同連印ヲ以奉願上候以上

木挽町三丁目徳兵衛店

弘化二巳年四月晦日

願人 常次郎

右家主 徳兵衛

銀座町三丁目新七店

親類 安五郎

徳川満徳寺様御役人中様

ところが他方では四月二十八日(さよ驅込)(○四日後)に夫半兵衛は再び舅常次郎を相手取つて町奉行遠山左衛門尉に『女房取戻出入』を起した。町奉行所では常次郎にさよを連戻して半兵

衛に引渡すべしと命じた。そこで常次郎は寺へ来てさよを説諭するがさよはどうしても下山を肯じないので、更に江戸へ歸つて半兵衛に懇談するが半兵衛も承知せず、町奉行へ歎願すれば重ねて嚴命を受けるのみ。斯くして常次郎が五月二十日、六月二日、七月五日の三回徳川へむだ足を踏んだことが、其都度寺へ差出した書面でわかる。寺でも處置に苦み、寺役人峯宗兵衛が出府して、七月十日寺社奉行所(月番内藤紀伊守)へ左の伺書を差出した。

以書付奉窺候

一 満徳寺之儀者重御由緒被爲在離縁再縁共任古例爲寺役勤來リ候但シ難澁之離縁ニ至リ候節者其時之御聲掛リを以相濟來リ候例御座候然ル所當四月中木挽町三丁目徳兵衛店常次郎娘さよ儀駈入離縁相願候ニ付始末柄承り糺候處去ル卯年十月中深川永代寺門前彌兵衛店勇藏媒人ニ而當時本町貳丁目元助店ニ罷在候半兵衛妻ニ相成居リ候處夫婦中不熟ニて行末難見届離縁いたし度旨申立候ニ付同人親常次郎並町役人等呼寄熟縁之旨申諭候得共さよ者勿論常次郎俱々縁切之儀別紙書付ヲ以相願候間内濟申付夫半兵衛方江爲及掛合候處半兵衛儀取敢不申剩同人も常次郎相手取妻取戻出入町御奉行遠山左衛門尉様江及出

訴當時双方御吟味中之處さよヲ夫半兵衛江引渡し候様被仰付候由ニ而常次郎數度當寺江相越さよ江異見差加候得共何分當人納得不仕一命ニ懸離縁仕度旨申強リ下山不仕候左候迎前書御吟味中之ものニ御座候得者寺法之通召抱候儀ニ茂難仕扱方殆當惑仕候右様之ものは如何取計候而宜御座候哉可相成儀御座候は、何卒夫半兵衛被召出御吟味之上寺法相立候様奉願度此段奉親候以上

上州徳川郷満徳寺役人

巳七月十日

峯 宗兵衛

寺社御奉行所

然るに十月二十六日に至つて寺社奉行から『さよ身分町御奉行所ニおゐて御吟味筋有之由ニ付一ト度同所江差出候様可致』といふ指圖があつた。そこでさよを江戸へ連れ歸り、十月十七日町奉行所へ引渡濟になつた。ところが其後町奉行所ではさよを威壓して復縁を強要する由が聞えたので、寺の方ではそれでは餘りに寺法が蹂躪されることになるといふので、十二月一日寺社奉行に對し表向き抗議の意味の願書を提出すると同時に、『御隠居

様』(先代に住居たる老尼公であらう)から智光尼といふ尼僧を使とし『其筋』(町奉行の個人的方面だらうと思ふ)に内願書を以て陳情した。兩書面共大體同趣旨であるから、寧ろ珍らしい資料として右内願書の寫を掲げる。

極内々申上候

木挽町三丁目常次郎娘さよ

右さよ當四月中當寺江駈入離縁相願候ニ付親常次郎呼寄相糺内濟申付置候處夫半兵衛常次郎相手取妻取戻出入同廿八日

當御奉行所江出訴致候ニ付右さよ下山可爲致旨被仰付依之常次郎度々上州江相越候間當人江嚴敷下山申付候處何分納得不仕一命相懸父子俱々離縁相願候ニ付取計方差支七月中内藤紀伊守殿江相伺候處町奉行所ニおゐて御調筋有之もの故一ト度さよ差出候様尤も離縁一ト廉ニ相成候は、御繰戻ニ茂可相成旨寺社役申聞候間則御引渡申候處嚴重之御吟味ニ而入牢ニ茂可相成趣ニ付當人者勿論兩親共甚た相歎候由承及候法中之儀ニ候得者不便ニ存候且者八ヶ月も入寺候もの故入牢ニも相成候而者寺號江對外聞旁不宜殊ニ前文之通

夫半兵衛

此方様江出訴致し候日限るさよ入寺いたし候日限之方四五日以前ニ候儀ニ付先訴ニ茂相當リ候間右故差置候儀ニ御座候處此度任嚴命御引渡申候得とも在々者世間狭候而物見高之風俗故久々入寺之女引渡ニ相成候而者寺法も崩候様與風聞處ニ候間此一條殆當惑仕候ニ付可相成儀ニ御座候は、離縁一と廢之儀者當寺法ニ御任せ被下候様仕度後代江も響候程之儀ニ付極内々御親申候

而して此所謂『其筋』では『至極御請よろしく』あつたと記録されてゐるが、十二月十日寺社奉行からは『さよ一條一ト度町奉行江引渡候上ハ先方調筋相濟候上ハ繰戻しニも可相成候得とも此方掛合いたし候譯ニハ成かたく』といふので願書を却下された。そして十二月二十二日にさよは終に、町奉行所の威壓に屈服したのであらう、復縁を承諾したので、事件は結局寺方の申分が立たずに落著してしまつた。

右のさよ一件最中同様の別事件が起つた。同年八月四日に江戸淺草南馬道新町のせい娘とよ(二十歳)が寺へ駆け込んだ。とよの夫市五郎は智養子なのだが、家内不和合のため七月

中旬とよ並に母せい兩人共家出したので、七月晦日市五郎の實父榮次郎からせいを相手取つて町奉行鍋島内匠頭へ女房取戻の訴を起した。しかしせいの所在がわかつて町奉行所の手續が開始したのは八月九日であつたが、其五日前にとよが寺へ駆け込んだのである。それ故寺側は事件が町奉行所に繫属したよりも寺との關係の方が先だと主張し、寺社奉行所(月番久世出雲守)に對して寺法を立てられたき旨を申立てた。其際斯ういふ先例があると云ふので左の類例書を提出した。

類 例

一 横山町三丁目傳兵衛店作太郎妹もと儀去辰七月三日誣入離縁相願候ニ付兄作太郎江呼状遣候處七月十日同人代與兵衛相越申立候者夫勇吉より妻取戻し出入鳥居甲斐守様江去月廿八日出訴仕兄作太郎ハ當月朔日鍋島内匠頭様江妹取戻し出入申立當時御吟味中ニ御座候間右一件落着いたし候迄日延仕度旨申之候間もと家出いたし候日限相糺候處六月廿三日之由且勇吉奉願候御裏書ハ七月五日御差日之由申答候左候得者いまた御吟味以前之ものニ候間右日延承リ届もとハ院内ニ差置申候然ル所町御奉行所ニおゐて御吟味之上

離縁一條之儀者任寺法ニ候様御利解有之双方熟談之上御吟味下ケ願いたし一件落着之上
八月十一日作太郎代父安兵衛相越離縁相願候間内濟申付候得共強而寺法ニ縋リ候故無余
儀もと召抱置其段夫勇吉江相達し候處同人儀寺法相拒候故同九月中松平和泉守様江奉願
夫勇吉被召出御吟味之上離縁ニ相成寺法相立申候

しかし此とよ一件は右の先例よりも簡単に片附いた。即ち夫市五郎が其後間もなく内濟
離縁を承諾したのであつて、とよの母から寺へ左の引取願が出て居る。

乍恐以書付奉願上候

一 豊島町壹丁目治兵衛店徳次郎方ニ居候せい奉申上候私實娘とよ智市五郎與夫婦合不宜
候ニ付當八月中

御寺江驅込離縁願奉申上候ニ付御呼狀頂戴仕候處其以前市五郎實父本所中ノ郷榮次郎
私外貳人相手取七月晦日鍋島内匠頭様御番所江とよ取戻出入御訴訟申上御裏書相附候儀
故

御當山江者代を以御日延願上其後御番所おゐて追々御吟味ニ相成然ル所此節懸合之上せ
い方ノ願人榮次郎方江金四兩爲趣意差出同人忝市五郎より離縁狀請取熟談内濟仕尤とよ
儀歸府不仕候而者右出入御下ケニ不相成依之來ル廿日一同罷出候様被仰付則右躰熟談整
候儀者全とよ

御當山江驅込奉願上候儀故與難有仕合奉存候何卒とよ身分之儀下山被仰付被成下置候様
此段偏御聞濟奉願上候以上

豊島町壹丁目治兵衛店徳次郎方同居

弘化二巳年十月十三日

せ (爪印)

家 主 治 兵 衛 印

五人組 新 五 郎 印

名主六右衛門煩ニ付代 庄 助 印

徳川満徳寺様御役人衆中様

六 第七實例——實親養親夫の三角關係

嘉永五年十一月十六日上州甘樂郡尾附村縫之助娘(十九歳)が駆け込んだ。此部分の記録に『御寺役宿豊七案内入寺』とある。此『御寺役宿』といふのは、鎌倉東慶寺に於ける『御用宿』と同じもので、『願人宿』とも謂つたらしい。寺の附近の百姓中駆け込女の案内をしたり、其後來寺の關係者の宿をしたりすることを商賣にする者が出来(淺井氏の談によれば豊七共五人あつた由)、代書代言までもする様になつたので、後掲の書類中にも右の宿の主人が夫方への懸合に同行参加したことが見えてゐる。扱て此とうといふ女は前年十一月斗作なる者と墮落したが、實父は其結婚に不承知であつた處、丹羽村名主彈正が仲にはいり、自分が假親になつて斗作と結婚させた。ところが夫婦仲が忽ち破綻して女が寺へ駆け込んだのである。そこで寺では先づ假親の彈正を召喚したが、其召喚狀の受取をさへ拒むので、更に實親側の者を呼寄せ、これ亦當初は掛り合を嫌つてかれこれ言つたのを説諭して、夫方と交渉させたが、夫を始め村役人等いづれもこれに應じないので、結局寺から寺社奉行(月番太田攝

津守)へ左の『御吟味願書』を差出した。

以書付奉願上候

一 満徳寺之儀者重御由緒被爲在乍恐從

權現様離縁役寺被爲仰付置離縁再縁共相勤來り候然ル處當十一月中御代官林部善太左衛門様御支配所上州甘樂郡尾附村百姓代縫之助娘とう儀駈入離縁相願候ニ付始末承り糺候處同村百姓斗作女房ニ相成居候處兎角夫婦合不睦難添遂見込候間離縁相願候旨とう申候ニ付同人假親同御支配所同州同郡新羽村名主彈正並親類組合村役人呼寄可申と同十一月十九日村役人方江呼狀差遣候處彈正儀彼是相拒呼狀請取不申其儘飛脚之者持歸り依而とう實親尾附村縫之助並親類組合召連可申旨村役人方江同月二十五日呼狀差遣候處名主兵右衛門儀彼是と相拒其上同人と縫之助江申聞候は満徳寺江相越候筋無之右呼狀持參いたし當人引請之儀者相成兼候趣申立引取可申旨申之依而縫之助儀ハ組合同道ニ而相越候ニ付始末承り糺候上引請申付候處承伏仕候得共一ト先歸村之上同村之儀ニも有之候間夫斗作方江篤與懸合之上ニ而願書差出度旨申立候ニ付日延申渡右之節縫之助と郷中願人宿豊

七江懸合方相頼召連候間村役人外之もの共江篤と寺法之趣爲申聞其上可相成者於村方離縁再縁共双方配下之儀ニ付村役人ニ而取扱遣候様書付ニ仕相渡遣候處右村名主兵右衛門儀彼是と相拒一切取敢不申此度縫之助相越候ニも村役人差添無之同人親類之もの附添相越とう俱々離縁相願度旨別紙願書差出候間請取申候村役人不相越取計振ニ差支候得バ實親縫之助親類清兵衛とう俱々寺法相願候儀ニ付抱江仕置候右之次第ニ而定之通り廿五ヶ月抱置候儀も難仕寺法差支相成奉恐入候間何卒尾附村名主兵右衛門並とう夫斗作並親類組合被召出御吟味之上定例之通り村役人俱々寺法取調請候様被仰渡被下候様奉願上候一 前文奉申上候新羽村名主彈正儀とう假親ニ付呼出之儀同人願ニ付呼状差遣候儀ヲ彼是相拒飛脚之者も種々申候を一切取敢不申輕蔑罷在候ニ付飛脚之もの無據呼状其儘持歸り候次第此儘相捨置候得者外々江も寺法差支相成奉恐入候間彈正儀被召出御吟味被下置其上とう身分實親縫之助儀引請候儀を彼是與差障不申様御聲懸リヲ以寺法相立候様仕度依之奉願上候以上

嘉永五子年十二月十三日

上州徳川満徳寺役人

鈴木小兵衛

寺社御奉行所

斯くて翌嘉永六年正月から關係者一同寺社奉行所に呼出されて吟味を受け、奉行から『満徳寺之呼状ヲ違背重キ事ゾヤ』といふ言葉があつたといふ様な事件の経過はかなり詳しく記録されてゐるが、結末の記録が缺けてゐるので、如何に落著したかを知り得ないのは遺憾である。なほ本件の書類中に前掲むら一件むめ一件の外左の三件の天保年度の先例が引用してある。

- 一 天保二卯年八月上州武井村百姓重兵衛娘つね抱候節夫半兵衛寺法相拒候ニ付間宮下總守様江奉願寺法相立申候
- 一 天保三辰年八月上州伊勢崎町百姓平三郎妹まつ抱候節夫喜代次郎寺法相拒候ニ付土屋相模守様江奉願寺法相立申候
- 一 天保十三寅年四月淺草新島越町家持市兵衛姉たか抱候節夫聖天町辰次郎寺法相拒候ニ付松平伊賀守様江奉願寺法相立申候

七 第八、第九實例——寺社奉行の援助

次は聶養子離縁の一件であるが、これもやはり寺社奉行所（月番安藤長門守）へ持ち出されたのであつて、其際の訴狀で事件がわかる。

以書付奉願上候

一 満徳寺之儀者重キ御由緒被爲在候ニ付乍恐從
權現様離縁役寺ニ被爲 仰付置離縁再縁共相勤來リ候然ル處當二月三日山崎岩太郎様御知行所野州足利郡利保村名主半兵衛娘けい儀満徳寺江駈入相願候ニ付始末承リ糺候處嘉永五子年十二月中筒井主殿様御知行所同州安蘇郡田沼村百姓長太郎弟兵助儀媒人有之聶養子ニ貫受候處家内不熟ニ付離縁致し度旨申之候ニ付親半兵衛并親類村役人等呼寄始末承リ糺可成丈可爲致熟縁と申諭候得共けい者勿論半兵衛并村役人俱々別紙書付を以縁切

之儀申立候間夫兵助方江内濟懸合之儀申諭爲及懸合候處同人兄長太郎我意而已申張懸合請不申候ニ付右長太郎并村役人等呼寄得と相糺尙又双方江利解申諭其上扱人立入再應爲懸合候得共長太郎勝手合而已申居一切不取敢示談懸合不行届無余儀寺法を以けい儀抱置追而年季明ケ之節離縁狀請取候旨之達書相渡可申と長太郎儀ヲ差留置候處去月廿九日無沙汰ニ歸村仕左候而者寺法差支相成奉恐入候間何卒田沼村けい夫兵助并同人兄長太郎并村役人被召出御吟味之上定例之通り奉書請取年季相立候後茂是又寺法之義相拒不申寺法相立候様御聲掛之程奉願上候以上

上州徳川満徳寺役人

嘉永七寅年四月

鈴木小兵衛

寺社御奉行所

そこで關係者が寺社奉行所へ呼出されて吟味が始つたが、其經過を見ると、聶の兵助は前年八月即ち八ヶ月前から行衛不明になつてゐるのであつて、此點は東慶寺の縁切事件中第四實例として擧げたものに似てゐる。所が兵助の兄長太郎が中々強情で奉行所の説諭に

服しないので、一度は入牢まで命じられたが、五月十五日になつて示談が調ひ、掣方が離縁を承諾する代り嫁方からは金二十五兩を所謂『趣意』として提供することになつた。ところが『雜物取引』即ち掣方へ引渡すべき其所有品の件につき、舅半兵衛から掣兵助に與へた脇差のことが問題になり、國元に歸つて取調べないと分明しないといふので、取下願提出の日延が出願されたといふ所までで記録が断えてゐる。

嘉永七年六月二十八日上州甘樂郡乙父村名主治左衛門妻きよ(二十歳)が御寺役宿房吉の案内で入寺した。此事件でも右の宿の主人が後々まで周旋してゐることが書類中に見える。そこできよの親元を呼出したが、此場合も前掲とう一件と同様に實親と假親とあつて、當初は双方共掛り合を嫌つて互に押付け合をしてゐたが、結局實親が夫方への掛合を引請けることになり、左の願書を提出した。

乍恐以書付奉願上候

御代官林部善太左衛門支配所當國甘樂郡白井村百姓市藏奉申上候私娘きよ儀去弘化四年年中同郡乙父村名主治左衛門女房ニ差遣置候處翌申年三月中より私方江出入不致然ル處

去戌年九月中夫治左エ門儀私方江参り申聞候ニ者きよ儀も存意ニ不相叶不和合ニ付家内差違きよ儀者離縁致度候間金子拾五兩差出し吳候様申聞候得共右様金子差出し兼種と懸合仕候得共治左衛門義不法而已申聞候間無余儀其節離縁趣意金として金七兩差出し離縁いたし就而者きよ持参之品者不殘相返し候對談ニ而右金相渡候處對談之品少も相返し不申法外而已申聞然ル處昨丑五月中治左衛門儀私宅江参り此度きよ儀再縁爲致相返し吳候様金子五拾兩尙差出候共何れニも可致坏難澁申掛ケ居込差違罷在候處同郡神原村名主覺太夫立入種と精といたし吳候ニ付任セ其意其節きよ身分名主覺太夫江相任セ置候處同人方治左エ門方江再縁爲致右ニ付先前離縁ニ相成候砌趣意金差遣し置候金子七兩ハ覺太夫立入治左衛門方右金差戻候對談ニ御座候處今以差戻不申名主覺太夫江相任置夫治左エ門義不得止事不身持相募り家内不和熟ニ付當二月中きよ儀家出いたし覺太夫方江参候ニ付同人方より夫治左エ門方江種と懸合および候處當六月中夫治左エ門方江きよ引取替提寺ニ而剃髮爲致候様申ニ付きよ儀も驚入治左エ門方江引渡しニ相成候而も何様之取計被致候哉難計何共難澁當惑之餘リ名主覺太夫方家出いたし存詰今般爲離縁願與御當山様江駈入離縁御願立候ニ付私共御呼狀頂戴奉恐入早速罷出着御届仕御糺之砌りきよ引請之

儀被仰付聞候得共一躰前文之次第柄も御座候得者名主覺太夫方江一應談事之上御請申上
 度一ト先歸村願上右覺太夫方江談判および候處同人方ニ而者難引受旨申之依而私方ニ而
 きよ身分引受奉申上候右ニ付きよ儀御役所前御腰懸迄御下ケ奉願上同人江種々異見等差
 加へ候得共納篤不仕強而離縁ニ相成候様相歎キ候間何卒以
 御慈悲全前文之次第ニ御座候得者被爲聞召譯御寺法之通り離縁ニ相成候様きよ俱々連印
 を以偏ニ奉願上候以上

御代官林部善太左衛門支配所

當國甘樂郡白井村

嘉永七寅年壬七月廿日

百姓きよ父 市

藏^⑤

親類組合兼 茂

兵

衛^⑤

差添人 役人代組頭 倉

助^⑤

徳川満徳寺様御役人中様

斯様な次第で夫方との掛合がつひに成立しないので、定例の通りきよを二十五ヶ月在寺

させることとし、年季明けの上は離縁状を差出すべき旨の通達書を夫方へ送つたが、夫治
 左衛門はこれを受取ることを拒むので、九月に至つて寺から寺社奉行所（月番本多中務大輔）
 に出訴した。吟味は十一月に入つて始つたが、夫治左衛門が奉行の説諭に服しないので假
 牢入りを命ぜられたりした末、十二月二日に至つて夫方から離縁状を差出して内済になつ
 た。其離縁状の文面書式は前掲青木村むめ一件のものと同じである。なほ本件につき提出
 された先例書中には、今まで擧げられた事件の外、『嘉永六五年十一月武州埼玉郡川口村
 助右衛門娘きよの抱候節同郡鷲宮村名主次郎吉寺法相拒候ニ付太田攝津守様江奉願寺法相
 立申候』といふのが擧げてある。

八 第十實例——内済離縁

以上の諸事件はいづれも寺社奉行の所謂『御聲掛り』を煩はした事件であるが、ここに
 極めて圓滑に運んだ一事件の關係書類がある。満徳寺の縁切寺たる作用を知るためには此
 方が却つて有意義な書類なのである。今其書類中から必要な三通だけを左に掲げる。第一

は女の親からの願書である。

乍恐以書付奉願上候

坂部謙藏知行所野州河内郡三村名主兵藏奉申上候私娘いく儀去ル丑年中媒有之御代官伊奈半左衛門様御支配所下總國結城郡上山川村組頭喜兵衛忩喜十郎妻ニ差遣置候處夫喜十郎儀亂心同様之者ニ而いくを及打擲候儀數度有之既昨年二月中喜十郎よくいく江離縁一札相渡何方江成共可立去様申聞其上脇差を以追出し一命も危く逃去親類重助方江参り右之次第申聞候間驚入早々右之趣親兵藏江申聞候處可相成丈ケ熟縁可爲致と存媒人を以夫喜十郎方江數度及懸合候處彼是不當申居左候得者いく儀相返し候共亦々右躰之儀も難計候ニ付再縁いたし兼依而夫喜十郎方江いく持参衣類品々相渡候様懸合仕候處人別送り差越有之候間當人可引渡旨申之再々應懸合候得共差出置候離縁狀之儀者反古ニ候間荷物難差戻旨申聞不法之申分無此上心外至極ニ存候間右村役人方江罷出當人江利解申聞此段埒明候様申入相頼候得共是亦彼是と埒明不申無據延引罷在候處當三月廿五日喜十郎よく兵藏方江申來候者前々相談し候通り離縁狀ニ者無之反古ニ候旨申斷左候得者離縁相拒品物引

留置其上離縁趣意金等請取候存意と相見江當惑罷在候處いく儀存詰今般

御當山様江駈入奉歎願候ニ付私共御呼出し相成始末御尋ニ付奉申上候誠以難澁至極ニ御座候間何卒以格別之以 御憐愍いく願之通り離縁之上持参之品々差戻し候様被成下置度奉願上候以上

坂部謙藏知行所野州河内郡三村

安政四年巳四月七日

名主 兵

藏

井戸對馬守知行所同州都賀郡延島村

親類重助煩ニ付代忩

差添人 重 之 助

徳川満徳寺様御役人中様

第二の書類は寺から夫の居村の村役人に送つた通達書である。

其配下喜兵衛忩喜十郎女房いく御當山江駈入御寺法相願候ニ付實家之者共呼出篤と相糺

縁切寺満徳寺

候處喜十郎離縁狀差出置内縁有之趣申いく荷物等留置候様申立候然ル上者内済申付候間
村役人精と取扱急速示談行届候様可致若示談不行届申分有おもてハ早と喜十郎并親類組
合召連可相越遠里ニ付双方難澁不相成様書付以相違候

徳川満徳寺役人

巳四月九日

下總國結城郡上山川村名主組頭中

此通達書について注目すべきことは、寺では夫方が反古と主張する離縁狀の效力を認め
てゐることと、遠方だといふのでなるべく出頭を省かせようとしてゐることとである。し
かし結局對談では話が纏らず、關係者双方寺に出頭して説諭を受けたのであつて、第三に
其結果を示す左の願書がある。

乍恐以書付御日延奉願上候

野州河内郡三村名主兵藏并下總國結城郡上山川村組頭喜兵衛外一同奉申上候私共一件蒙
厚御利解奉恐入夫と相懸合候處示談行届則兵藏と結納金之内三兩貳分差出し然ル上者喜

兵衛といく持參之衣類品と不殘兵藏方江繰戻し候筈議定仕候依而者双方共一先歸村仕右
品物取調候上金子引替取引いたし度右立合として當郷儀右エ門儀双方と相頼出張仕候間
何卒來ル十二日迄御日延御猶豫被成下置度奉願上候此段御聞濟ニ相成候上者日限無相違
一同罷出濟口證文可奉差上候間右願之通り被仰付度偏奉願上候

坂部謙藏知行所

野州河内郡三村

安政四年巳五月朔日

名 主 兵

藏

差 添 人 重

助

御代官伊奈半左エ門支配所

下總國結城郡上山川村

組 頭 喜 兵

衛

差 添 人 親 類 八 右 衛 門

門

徳川満徳寺様御役人中様

尤もこれが最終の書類ではないので、右の文面にも見える『濟口證文』がまだ出る筈のが缺けてゐるが、ともかくこれで一通りの経過結末がわかる。なほ文中に『當郷儀右衛門』とあるのは、或は例の『御寺役宿』の主人ではあるまいかと思ふ。

九 東慶寺縁切との比較

以上の記録類によつて縁切寺としての徳川満徳寺の作用が一通り分るが、大體鎌倉東慶寺の縁切と同様の手續らしい。しかし兩者の違ふ點もあり、又東慶寺の文書には不明で満徳寺の方の記録で明白になつてゐる點もある故、それを摘記して此稿を結びたい。

(1) 満徳寺から奉行所等へ提出する書類に、『満徳寺之儀者重御由緒被爲在乍恐從權現様云々』と書出してあること、第二例、第三例、第四例、第七例及び第八例に見える通りであつて、頗る勿態を附けたものである。寺院殊に尼寺に縁切寺の作用があることは、性質上必しも不自然な事ではないのであつて、敢て東慶寺と満徳寺とに限つた事ではないと信するが、しかし此兩寺が特に縁切寺たる作用を發揮したのは、由緒深く寺格高きため

であることは疑ひない。即ち其由緒と寺格とが其『寺法』に權威を附け、強い男を遮つて弱い女を庇ふ避難所となり得たのである。而して兩寺共それぞれ立派な縁起を有つて居ること前に述べた通りであるが、満徳寺の方は徳川家といふものを前提としてゐるだけに、それから来る強味と同時に徳川幕府には頭が上らないといふ弱味があつた。東慶寺の方は徳川幕府成立前に既に立派な寺格を備へ、然かも皇室を背景としてゐる所から、徳川幕府に對して満徳寺よりも遙に大きな獨立性を有してゐた様である。これが兩寺の縁切について存し得る相違の根據である。

(2) 右寺格の差違の一つのあらはれと見るべきことは、東慶寺は大威張で『松ヶ岡御所』と稱してゐたのに、満徳寺は『尼寺御所』『御用』『差紙』等の言葉を用ひたのを僭上なりとして幕府から譴責されて居る第二例、第三例参照。

(3) 斯様に満徳寺は徳川幕府の神社奉行から些細な事まで干渉を受けたが、其代り當事者が寺法に服従しない場合に同奉行の援助即ち所謂『御聲懸り』を得て解決を附けることが屢々あつたらしい。東慶寺の方にもそれはあり得ることだが、同寺の文書には其點のハッキリした具體的實例が一向見えない(後に他方面から一文書を發見し)。然るに満徳寺の

記録に遺つてゐる事件は前掲の通り大部分寺社奉行の協力を語つてゐる。殊に第八例第九例に於ては、寺社奉行は當事者に入牢を命ずるといふ様な高壓手段まで採つて満徳寺を援助してゐる。

(4) ところが同じ徳川幕府の奉行所でも、町奉行との関係は餘り圓滑でなかつたらしい。殊に妻が寺へ驅込めば夫は町奉行所に逃亡拐帯の訴を起して、兩者の間の權限争議となり、結局寺側が壓迫されて一旦驅込んだ女を引戻されてしまふといふ様な傾きがあつた(第四例、第五例、第六例参照)。満徳寺は結局徳川幕府に對して頭が上らなかつたのである。

(5) 随つて代官所などにも多少馬鹿にされる氣味があつたことは、第二例、第三例、第七例に見える。

(6) 女が驅込むと、妻側夫側双方の關係者を召喚して事情を問ひただすのであるが、前者を先づ呼出すといふ順序が、満徳寺の手續に於ては明白である。

(7) 前掲第四例さよ一件中其父常次郎の願書中に『罷出於御腰掛ニさよへ篤與異見云云』とある。又第九例の書類中にも『御役所前御腰懸』とある。御腰掛は即ち所謂『人民控所』で、當時の奉行所にあつた設備であるが、満徳寺にもさういふ御白洲然たる設備があつて、私設離婚裁判所の體裁をなしてゐたことが想像される。淺井翁の談話によつても正に其通りだつたといふ。

(8) 駆込女の在寺期間は、東慶寺は二十四ヶ月だつたが、満徳寺はどういふ譯か二十五ヶ月となつてゐる。三年といふ名義を立てるためかも知れない。

(9) 満徳寺には十二ヶ月半の『半限抱』といふ制度があつた。結納取替せ濟の婚約を破毀する手段である。東慶寺の方にはさういふ事が見えない。

(10) 女の在寺中の費用を誰が負擔するかといふことは、東慶寺の方では明白になつてゐないが、満徳寺では、女の里方から扶持方と稱する扶養料を出させることになつてゐた(第二例参照)。

(11) 寺法通り在寺の上で離婚の效果を生ずる場合に離縁狀はどうするのかといふことが、東慶寺の方では十分明白でないが、満徳寺の方では、離縁狀は『年季明け』の時に出させることとし、其際には必ず離縁狀を差出すといふ請書を豫め夫側から入れさせて置いた。

(12) 満徳寺では、年季經過前でも夫の方から離縁狀を出せば、女の退寺を許した。

(13) 第二例に見えた通り、満徳寺縁切の離縁状は、形式はやはり三行半だが、文言が一種特別である。これが満徳寺獨特のものなのか、或は普通の極り文句の外に斯ういふ書き方の離縁状も行はれたのか、なほ研究を要する。

(14) 東慶寺については、『毒女房うらまでも来る松ヶ岡』といふ川柳がある。『うら』とは二回目のことをいふ遊廓語であつて、即ち二度も松ヶ岡へはいる様な女があるといふ意味である。東慶寺が再度の入寺を許したかどうかは、勿論川柳だけでは分らないが、満徳寺では前掲の通り明白にそれを禁じてゐる。即ち一回二十五ヶ月在寺の方法によつて離婚の目的を達し他へ再嫁した女が再び駈込んで来ても、今度は入寺を許さないのである。どこへ行つても駈け出して来る様なのは、所謂『毒女房』なのだから保護の必要がないといふ趣旨であらう。

(青木兄弟製本)

昭和十七年十二月十日第一刷印刷
昭和十七年十二月二十日第二刷發行

離縁状と縁切寺
定價壹圓八拾錢

著者 穂積重遠

發行者 鈴木利貞

印刷者 内田作之輔

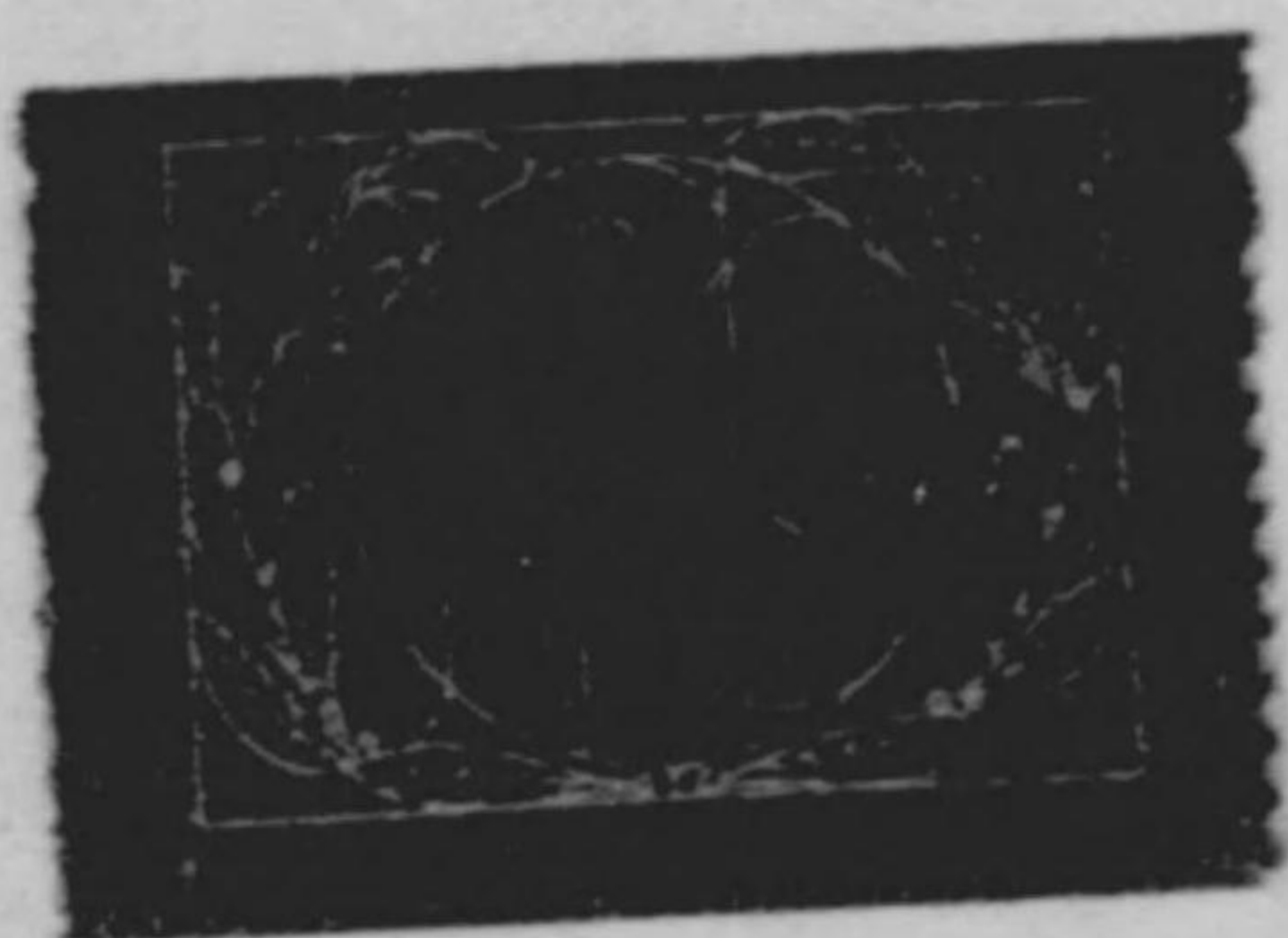
配給元 日本出版配給株式會社

發行所

東京市京橋區京橋三丁目四番地
株式會社 日本評論社

出文協會員番號第一二二五四〇號
電話京橋(56)六一九一―六一九四
振替東京一六番

(出文協承認)
ア 340048 號



(東東三六〇番 萩原印刷所)

25A-37

法學叢書

刊行豫定

(数字を附せたるは既刊)

1 離縁状と縁切寺
2 民間傳承と家族法

法律哲學

統制經濟法について

契約

法律思想史概説

フランツ・フォン・リスト

國家總動員法

日本法制略史

支那婚姻法史

法醫學

自由法論の諸斷面
入會の歴史
戰爭と民事訴訟法

穂積重遠著

橋浦泰雄著

高柳賢三著

恒藤恭著

末川博著

小野清一郎著

木村龜二著

津曲藏之丞著

高柳眞三著

仁井田 陞著

古畑種基著

牧野英一著
栗生武夫著
齋藤秀夫著

村落構成と土地制度
明治初年の町村會

3 シュタムラー 法及び法學の本質

4 佛蘭西法學の諸相

イェリク 人權宣言論其他

エーリク 法律社會學其他

ニサウイ 立法及び法學に對する
現代の任務

メーニン 古 代 法

マリープ 戰爭と犯罪

戒能通孝著

徳田長治著

和田小次郎譯

福井勇二郎編譯

美濃部達吉譯

高柳賢三譯

長場正利譯

内田力藏譯

小川太郎譯

舊 民 法
刑事法規集 1
明治前期民法法源集

仁井田益太郎解説
小野清一郎編
高柳眞三編

